

日本関税協会
原産地規則説明会資料
(平成25年6月)



特惠原産地規則の概要

- 食料品を中心にして -



東京税関業務部総括原産地調査官
上席調査官 東海 梨香

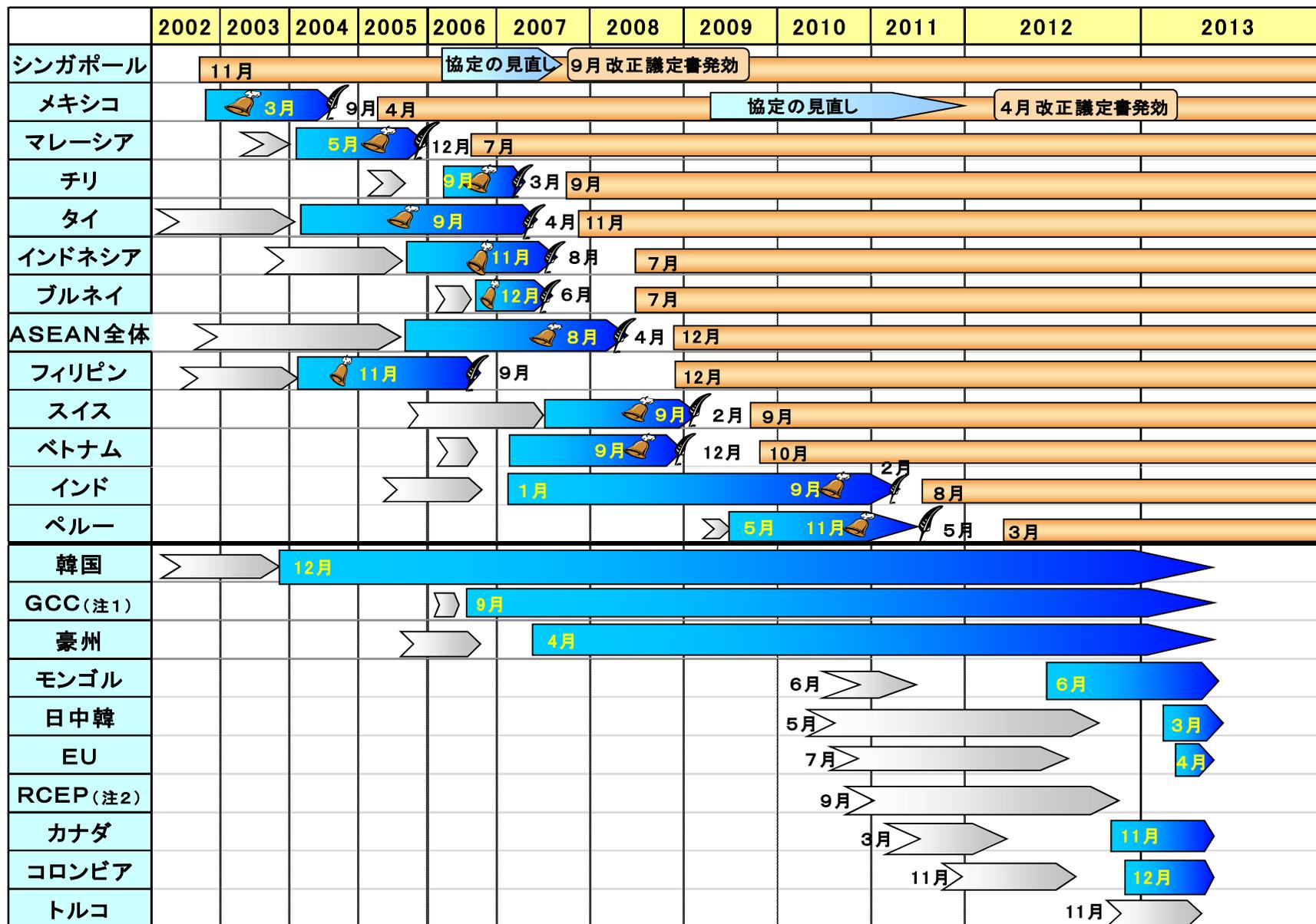
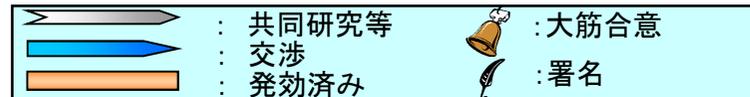
本説明会の目的

- 原産地規則に関する基本的事項を理解する。
- 特に、食料品の原産地基準に関する知識を深める。
- 特恵税率適用のための条件を理解する。



経済連携協定(EPA)税率の活用
& 適正な輸出入申告

各国とのEPAの進捗状況



(注1)GCC(湾岸協力理事会) アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン

(2013年4月時点)

(注2)RCEP(東アジア地域包括的経済連携) ASEAN+3(ASEAN10か国+日中韓)とASEAN+6(ASEAN10か国+日中韓豪NZ印)が、ASEAN側の提案でRCEPと呼称を改めたもの。

本日の説明内容

■ はじめに

- 関税上の特恵待遇
- 特恵税率適用のための条件
- 原産地基準の必要性

- 特恵原産地規則の概要
- 食料品の規則
- 原産地認定のケーススタディ
- 積送基準と運送用件証明書
- 手続的規定(含:失敗事例)

関税上の特恵待遇

貨物の輸入に際し、一般の関税率よりも低い関税率が適用されること。

➤ 一般特恵に基づく税率

- 開発途上国の**原産品**に対して、一般の関税率よりも低いGSP税率を適用。

➤ 経済連携協定に基づく税率

- EPA相手国の**原産品**に対して、一般の関税率よりも低いEPA税率を適用。

食料品の関税率の例

適用が多いEPA
の税率

税番	品名	MFN税率	GSP税率	EPA税率
0306.17-200	冷凍したその他のシュリンプ	1.0%	-	FREE (タイ)
0803.90-100	生鮮バナナ (キャベディッシュ)	20%又は25%	10%又は20%	8.9%又は18.9% (フィリピン)
1504.20-000	魚の油脂	7%又は4.20 円/Kgのうちい ずれか高い税 率	-	FREE (ペルー)
1602.32-290	調製鶏肉	6.0%	-	3.0% (タイ)
1604.14-099	まぐろ等の調製品	9.6%	7.2%	FREE (タイ)
2101.11-210	インスタントコーヒー	8.8%	-	FREE (メキシコ)

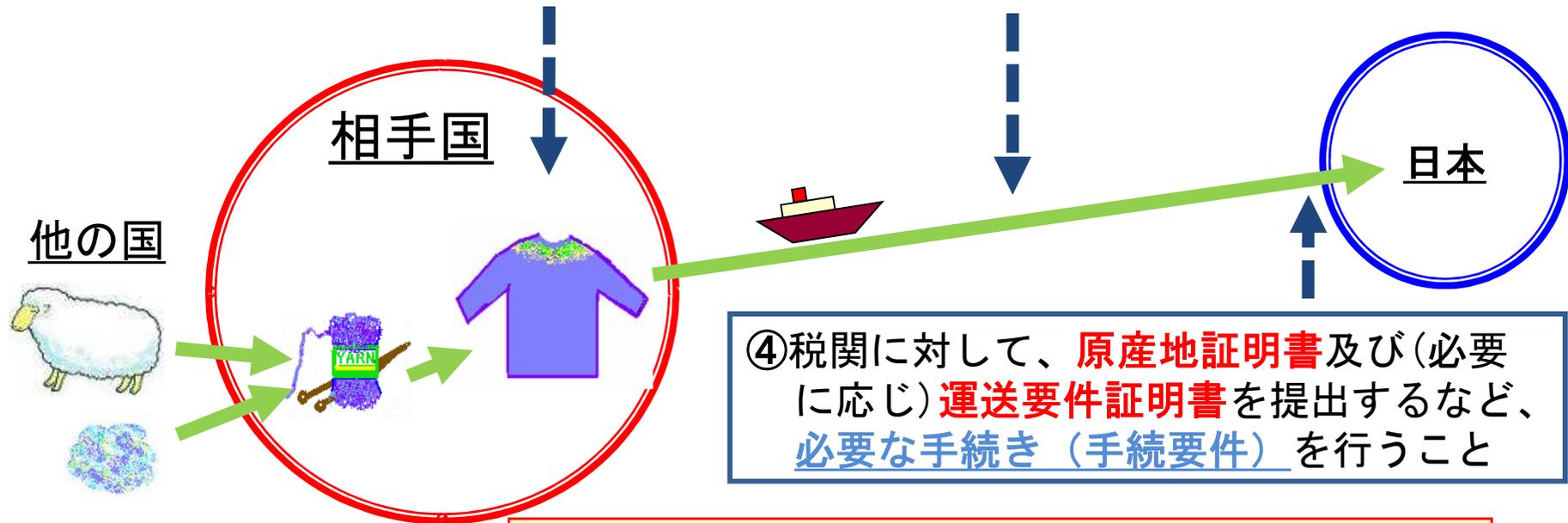
* 品名は簡略的な記載であり、実行関税率表とは異なる。

特惠税率適用のための条件

① 輸入される製品に関し、**特惠税率が設定**されていること
(EPA税率の場合協定の譲許表、一般特惠税率の場合は暫定法別表)

② 生産された貨物が、「原産品」であると認められること(=**原産地基準を満たしている**こと)
→この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「**原産地証明書**」

③ 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=**積送基準を満たしている**こと)
→この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」(通し船荷証券の写し等)



④ 税関に対して、**原産地証明書**及び(必要に応じ)**運送要件証明書**を提出するなど、**必要な手続き(手続要件)**を行うこと

★4つの条件をすべて満たさなければいけない!

特恵税率を適用する原産品とは？

－ 原産地基準の必要性 －

「原産地とは」



- ①ひとりで勝手に「決まる」ものではない
- ②ある特定の目的を達成するために（当該目的を達成することができるように）「決める」もの

→生産国が原産国とはならない場合もある。

原産地規則とは？

本日は主に特惠原産地規則について説明

■ 特惠税率付与のための原産地規則

経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement)

- ・ EPA 相手国が適用対象
- ・ 日本が結んでいるEPAは13種類

一般特惠 (GSP: Generalized System of Preferences)

- ・ 開発途上国及び地域が適用対象

■ 非特惠原産地認定のための原産地規則

- ✓ WTO協定税率適用のため
- ✓ 原産地表示
- ✓ 貿易統計

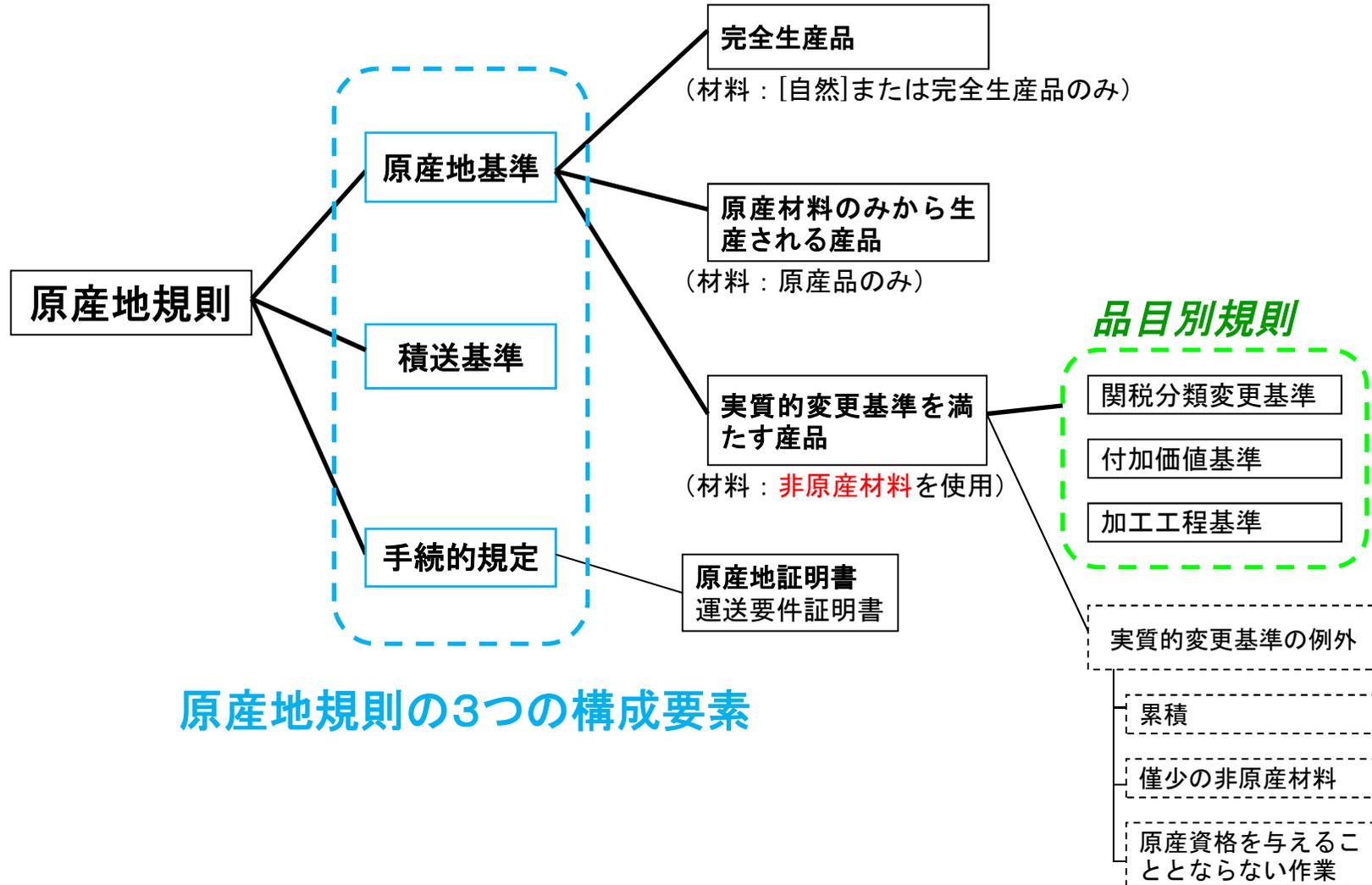
等

特恵原産地規則とは？

- 特恵関税制度においては、『相手国の原産品か否か』を判断する。

- ✓ 相手国の原産品
→ 特恵適用可能
- ✓ 相手国の原産品ではない
→ 特恵適用不可

特惠原産地規則の三大構成要素の内容



原産地規則の3つの構成要素

原産品の3つのカテゴリー

原産地規則においては、3種類の原産品が存在する。

①完全生産品

②原産材料のみから生産される産品

③実質的変更基準を満たす産品

【参考】 日アセアン包括的経済連携協定(AJCEP)第24条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

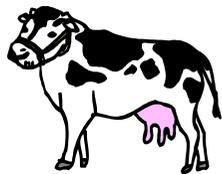
- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条に定めるもの
- (b) 非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの
- (c) 一又は二以上の締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

①完全生産品

(アセアン協定の例)



(a) 当該締約国において栽培され、かつ、収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 (切り花等)



(b) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの (家畜等)



(c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品 (牛乳、卵等)



(d) 当該締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる産品 (捕獲野生動物等)



(e) 当該締約国の土壌、水域、海底又はその下において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質 ((a) から (d) までに規定するものを除く。) (原油等)



(g) 当該締約国の船舶により、全締約国の領海外から得られる水産物その他の海洋からの生産品 (公海で捕獲した魚等)

(f), (h)~(j) 略

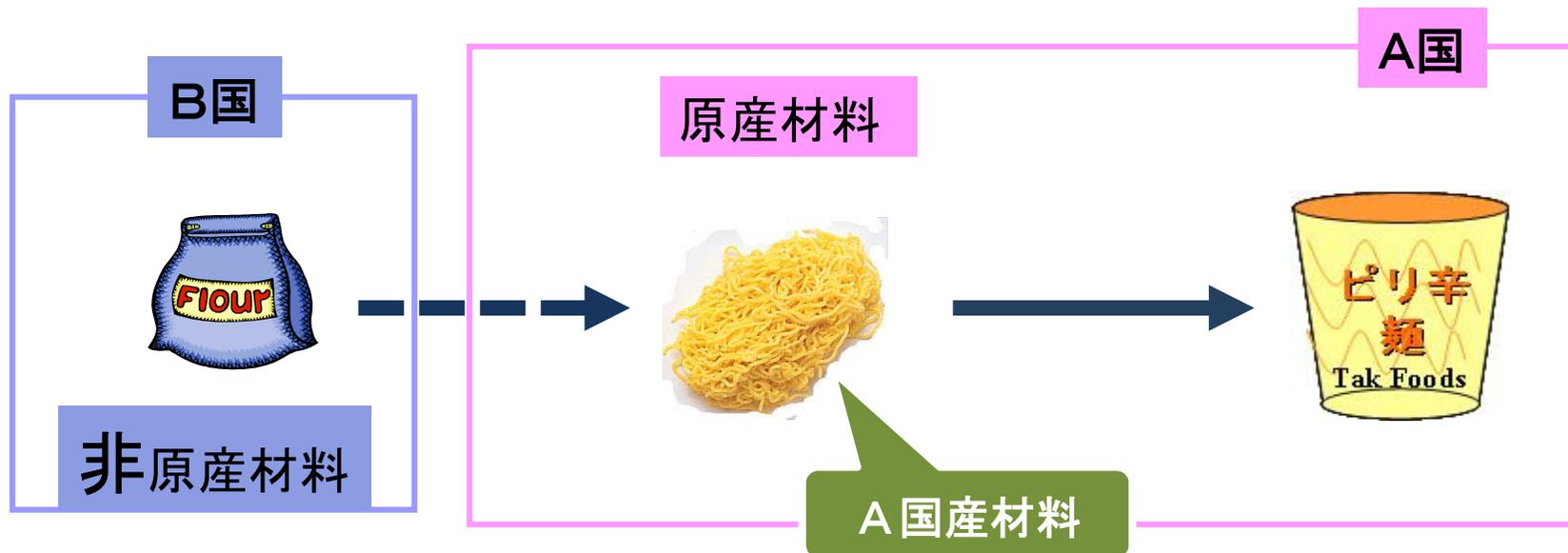


(k) 当該締約国において (a) から (j) までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品 ((b) に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)

②原産材料のみから生産される産品

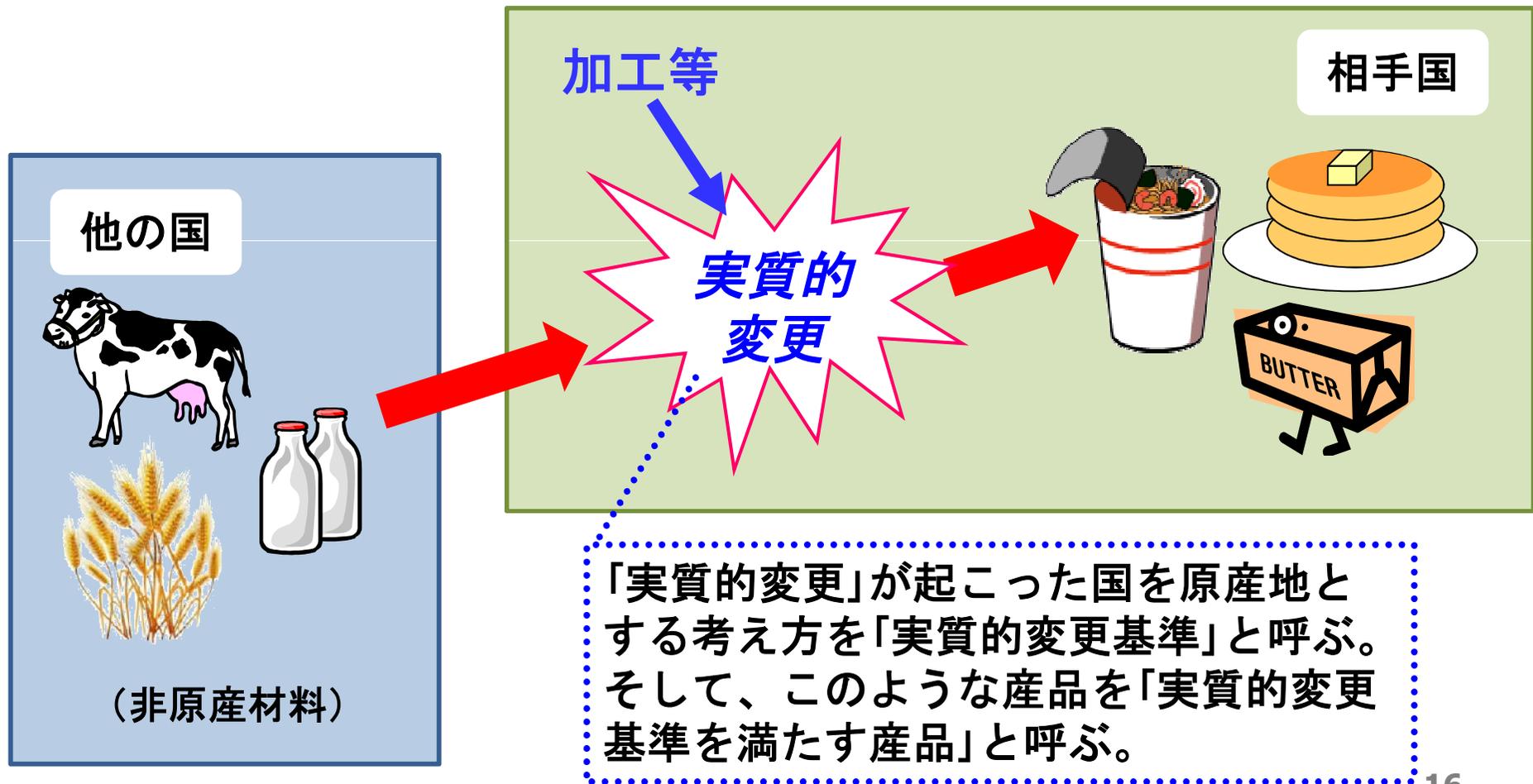
生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、
外見上は1カ国*で生産・製造が完結しているように見えるが、
実際には他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの

(*日アセアン包括協定の場合は、1又は2以上の締約国)



③実質的変更基準を満たす産品

他の国の材料(非原産材料)を直接使用し、「大きな変化」を伴う加工が行われ製造された物品。



「実質的変更」が起こった国を原産地とする考え方を「実質的変更基準」と呼ぶ。そして、このような産品を「実質的変更基準を満たす産品」と呼ぶ。

原産品の3つのカテゴリー

①完全生産品

材料をどこまで遡っても
原産材料のみ

②原産材料のみから 生産される産品

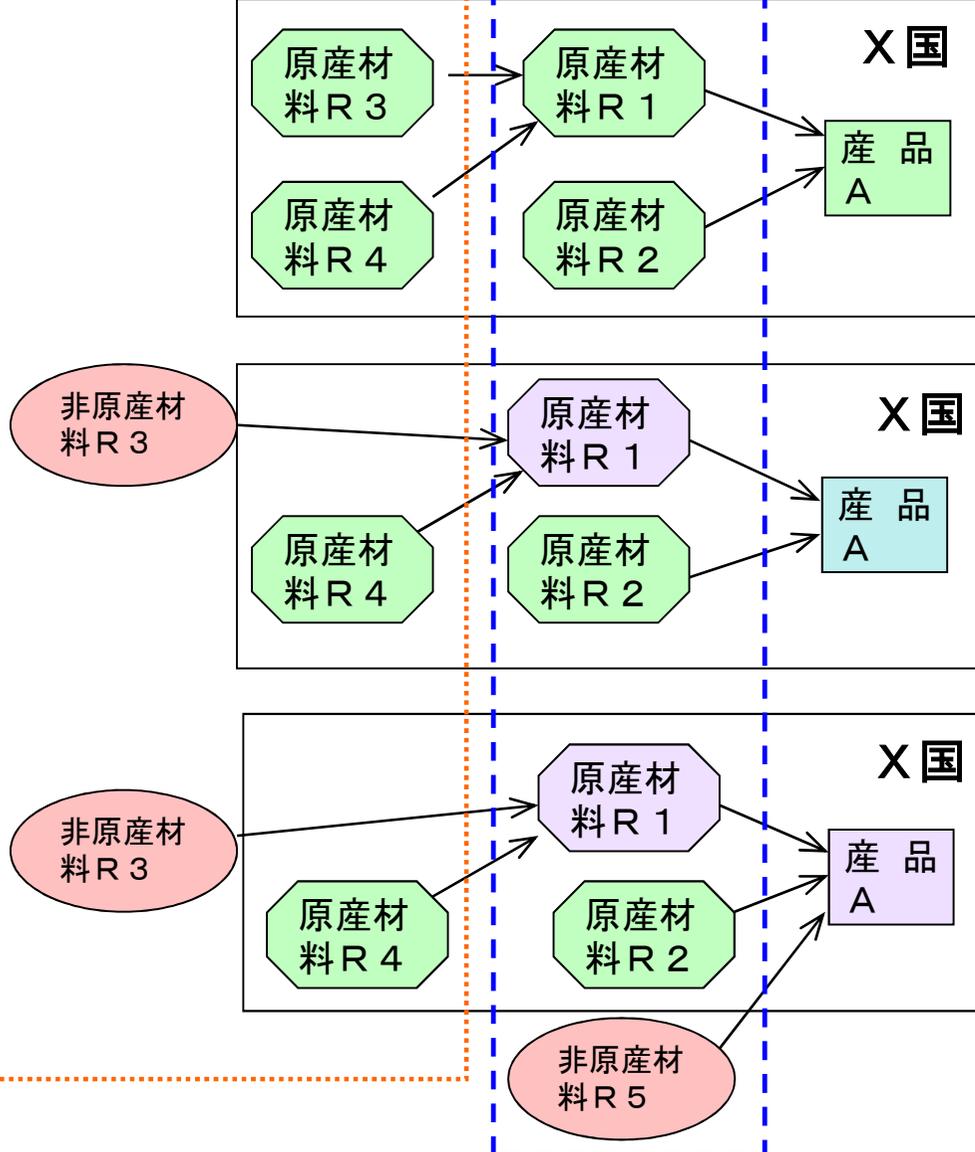
材料の材料(2次材料)の
うち、少なくとも1つは
非原産材料

③実質的変更基準を 満たす産品

材料(1次材料)のうち、
少なくとも1つは非原産
材料

2次材料

1次材料



実質的変更基準の種類

- 関税分類変更基準
- 付加価値基準
- 加工工程基準



原産品判断にあたり参照すべき基準は協定
/品目毎に規定

関税分類変更基準

(CTC: Change in Tariff Classification)



すべての非原産材料と産品の関税分類番号に特定の変化があれば、実質的変更があったとする基準。HS2桁、HS4桁及びHS6桁の変更がある。

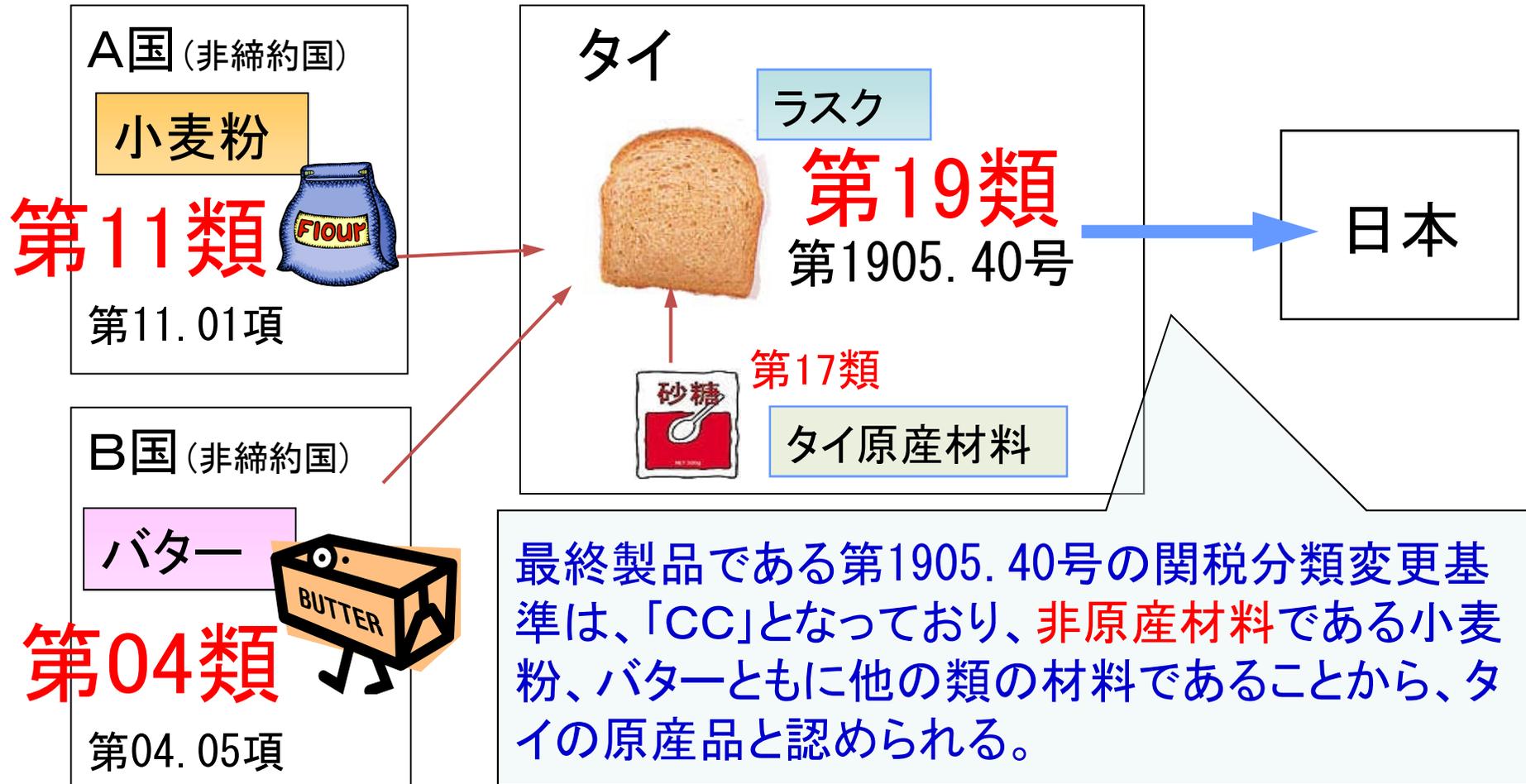
HS2桁の変更: ○○の産品への他の類の材料からの変更
HS4桁の変更: ○○の産品への他の項の材料からの変更
HS6桁の変更: ○○の産品への他の号の材料からの変更

参考: 3902.30のHSLレベル
HS2桁: 39類
HS4桁: 3902項
HS6桁: 3902.30号

関税分類変更基準

非原産材料についてのみ検討する。

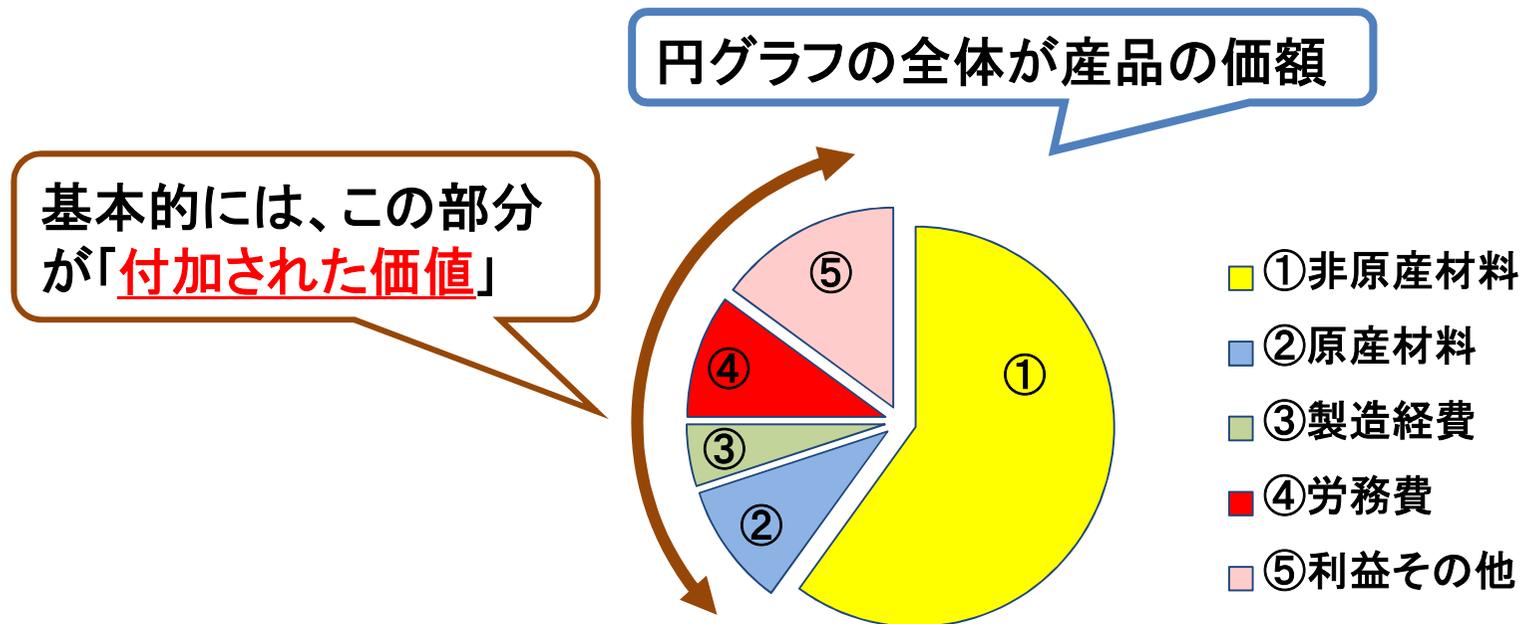
日タイ協定第1905.40号品目別規則：他の類の材料からの変更



付加価値基準

(VA: Value Added)

- その国の生産において十分なコスト等が投入され、「大きく価値が付加」された場合、大きな変化があったと考える。
- その国で付加された価値の割合を判断基準として利用。



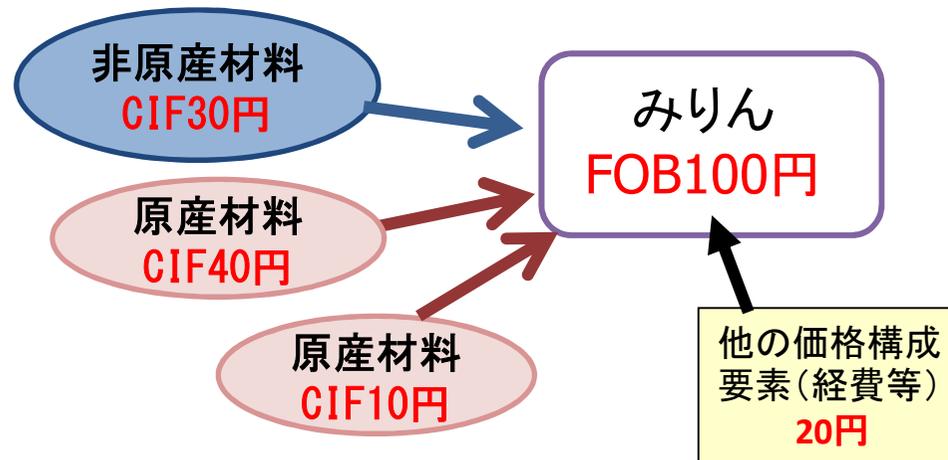
「付加された価値」と製品の価額とを比較して原産資格割合を算出する。

付加価値基準

(例) 日アセアン包括協定第2208.90号(みりん)の品目別規則

RVC 40% (Regional Value Content :域内原産割合)

$$\frac{\text{FOB} \quad \text{CIF} \\ \text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} = \frac{100 - 30}{100} = 70\% > 40\%$$



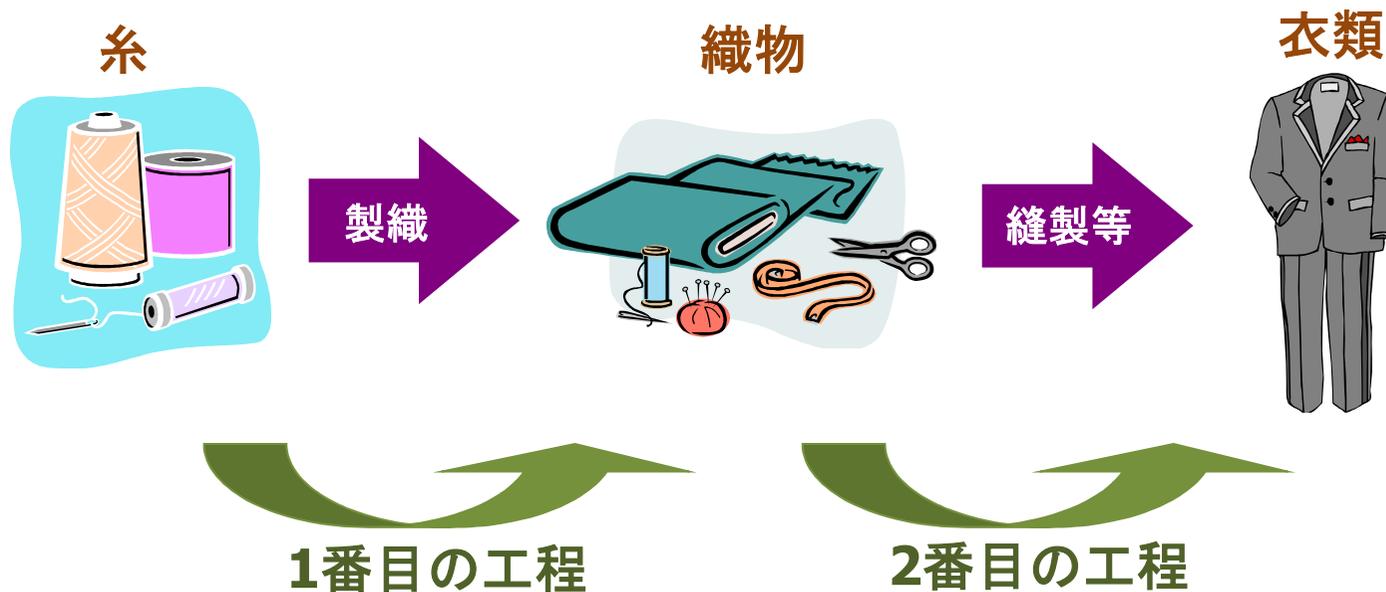
この場合「付加された価値」は70%であり、品目別規則に規定された40%を超えているので、協定上の原産品と認められる。

付加価値の割合は各EPAの品目別規則で、品目毎に規定している。

加工工程基準

(SP: Specific Processes)

- 非原産材料にある特定の加工・作業が行われた場合、大きな変化があったと考える。
- 特定の加工・作業の有無で原産品か否かを判断する。



累積

相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日タイ協定 第2009.11号-第2009.49号 品目別規則

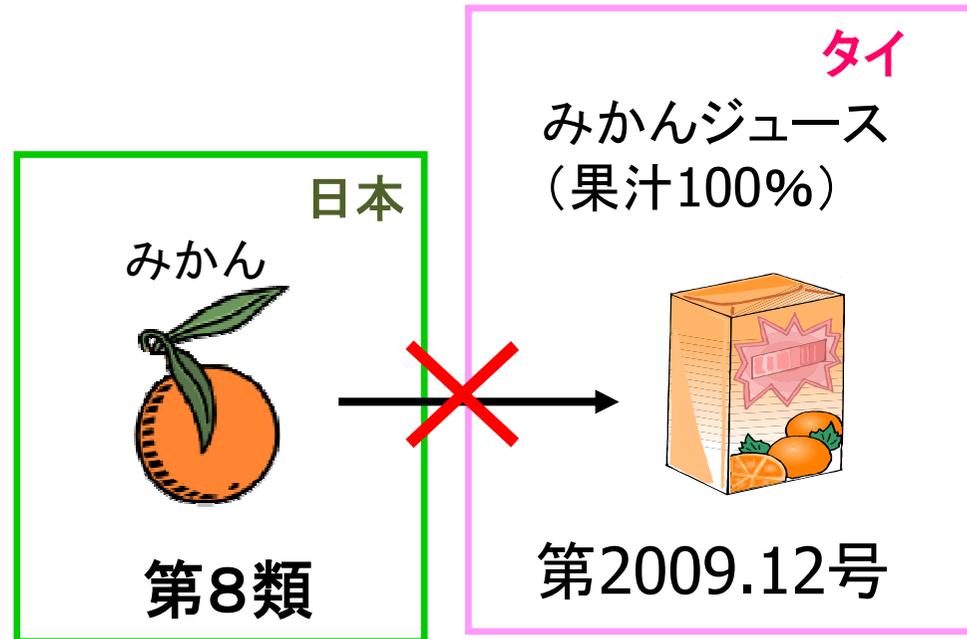
第2009.11号から第2009.49号までの各号の**製品への他の類の材料からの変更(第8類の材料からの変更を除く)**

非原産材料のみかん（第8類）が品目別規則を満たしていないことから、製品はタイの原産品とは認められない。

しかし...

みかんが**日本の原産品**の場合、累積の考え方を適用して、**タイの原産材料とみなす**ことが可能となり、その結果、製品はタイの原産品と認められる。

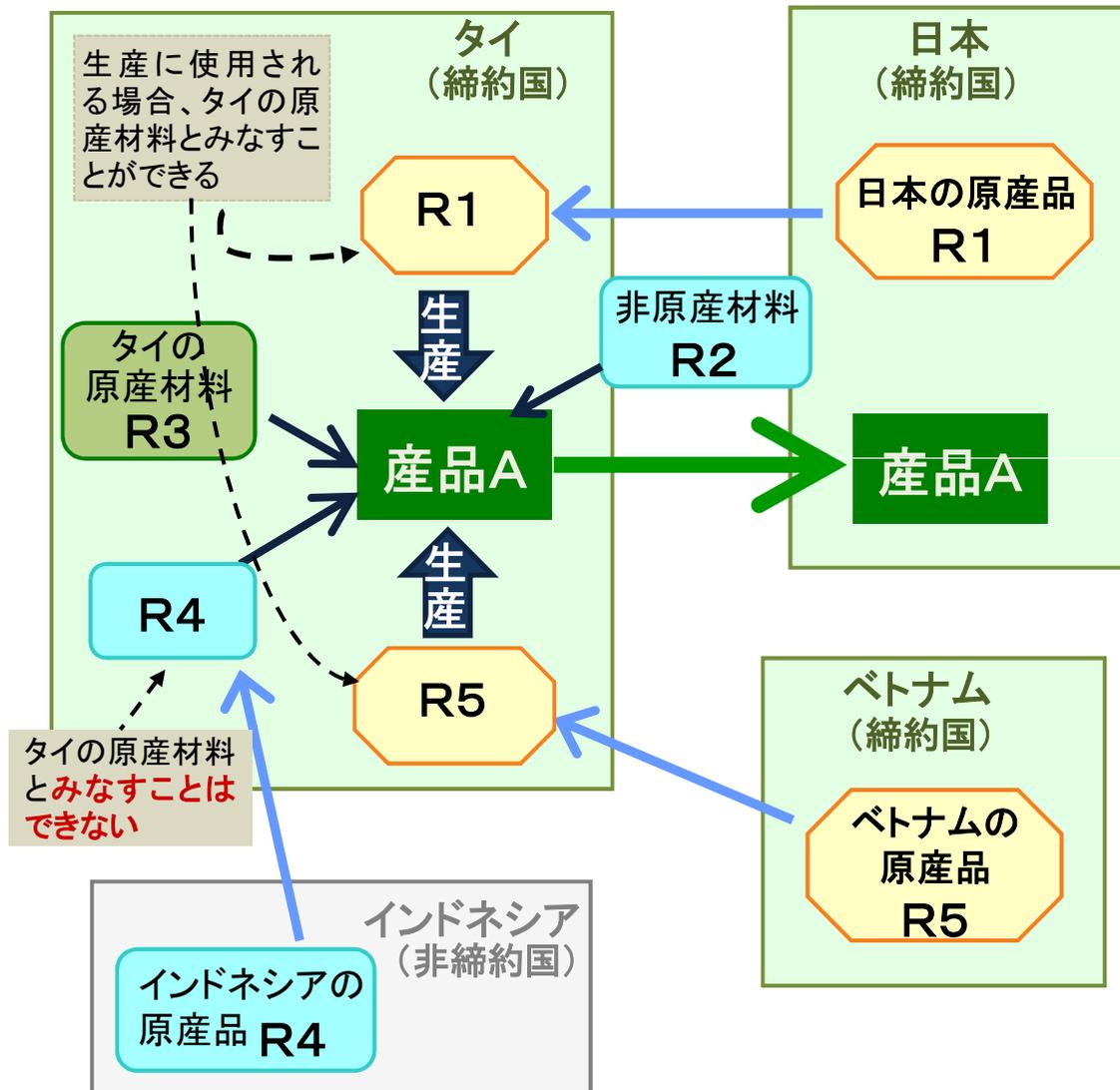
タイ原産品の資格を獲得し易いという大きなメリットがある。



※原産地証明書に「ACU」の記載が必要

参考

日アセアン協定における累積

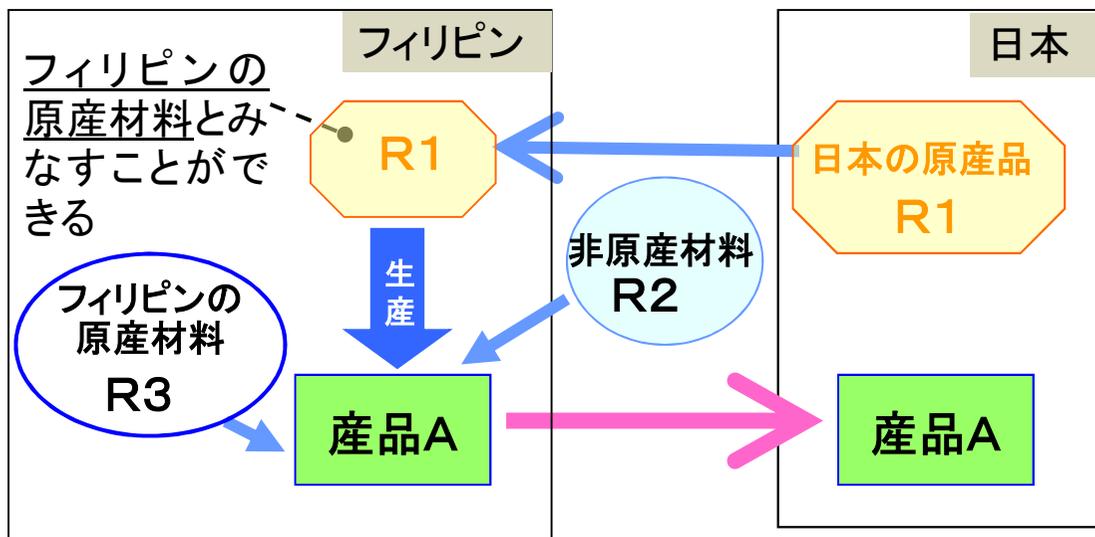


日本以外の締約国 (左図では、ベトナム) の原産品に関しても、生産に使用されれば、累積の規定の適用により、**タイ原産材料とみなすことが可能**。

⇒従来の二国間EPAに比べ、(概念的には) **原産資格を獲得し易くなっている**。

ただし、アセアン構成国であっても、日アセアン協定の効力が生じていない国 (非締約国であるインドネシア) に関しては、同協定の規定 (累積) は適用されない。

「モノ」の累積と「自国関与基準」との関係



日本の原産品R1をフィリピンに輸出し、それを、フィリピンにおける製品Aの生産に使用した場合、日本の原産品R1は、フィリピンの原産材料とみなすことができる。

一見すると、一般特惠原産地規則における自国関与基準と同じように見えるが、

◆ 一般特惠原産地規則における自国関与基準との違い

- ・一般特惠原産地規則の自国関与では、日本から輸出された製品であればよい。
→ EPA特惠原産地規則における累積では、この原産地規則の下での日本の原産品であることが必要。
- ・一般特惠では原産地証明書とともに、いわゆる「ANNEX」が必要。
→ EPA特惠原産地規則においては「ANNEX」は不要。
→ 原産地証明書の関係欄に「ACU」を記入。
- ・一般特惠の自国関与では適用除外品目を指定している。
→ EPA特惠原産地規則における累積では適用除外品目の指定はない。

僅少の非原産材料

関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

日タイ協定 第2103.20号 品目別規則

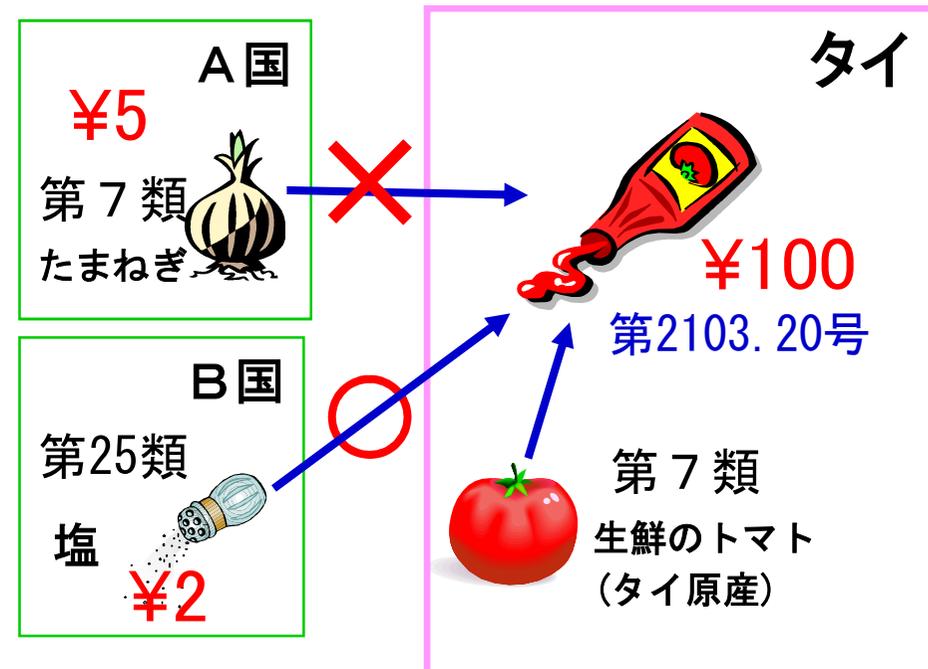
他の類の材料からのからの変更
(第7類又は第20類の材料からの変更を除く)

非原産材料の玉ねぎ (第7類) が品目別規則を満たしていないことから、製品はタイの原産品と認められない。

たまねぎの価額はトマトケチャップの価額の5% ← タイ協定の場合、7%以下なら僅少の非原産材料の規定が適用可能

製品はタイの原産品と認めることが可能となる。

※原産地証明書に「DMI」の記載が必要



参考

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

	第1類	第2類 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	第25類	第26類～ 第27類		
日シンガ ポール EPA	×										製品のFOB価額の 7%以下	×							
日メキシコ EPA	製品の取引 価額の10% 以下(※1)	×	製品の取引価額の10%以下(※1)				×	製品の取引価額の10%以下(※1)											
日 フィリピン EPA	日 ブルネイ EPA	日 インドネシア EPA	日 マレーシア EPA	×															
日チリ EPA	×								2008.92: 製品のFOB価額 の10%以下	製品のFOB価額 の7%以下		×							
日タイEPA	×								製品のFOB価額の7%以下							×			
日アセアン 包括的 EPA	×					製品の FOB価額 の10%以 下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額 の10%以下 その他:×	製品のFOB価額の 10%以下	2103.90: 製品のFOB 価額の7% 以下 その他:×	製品のFOB価 額の10%以下	×							
日スイス EPA	製品の工場渡し価額の7%以下																製品の工場渡し価額 の10%以下(※3)		
日ベトナム EPA	×	0901.21, 0901.22: 製品のFOB 価額の10% 以下 その他:×		×	製品の FOB価額 の10%以 下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品の FOB価額の 10%以下 その他:×	製品のFOB価額の 10%以下	2103.90: 製品の FOB価額 の7%以下 その他:×	製品のFOB価 額の10%以下	×								
日インド EPA	×					1604.20, 1605.20, 1605.90: ×	製品のFOB価額の7%以下		2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90: ×	2207.10, 2207.20: ×	製品のFOB価額の7%以下		2501.00: 製品の FOB価額 の7%以 下 その他:×	×					
日ペルー EPA	製品のFOB 価額の10% 以下(※1)	×	製品のFOB価額の10%以下(※1)				×	製品のFOB価額の10%以下(※1)											製品のFOB価額 の10%以下

※1: 製品の生産に使用する非原産材料が、原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り、適用される。

※2: 製品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が、所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として、当該製品が原産品と認められない場合に限り適用される。

※3: 例外として、第32.04項及び第34.02項については、製品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。

参考

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

	第28類	第29類	第30類～ 第34類	第35類	第36類～ 第37類	第38類	第39類～ 第45類	第46類	第47類～ 第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類～ 第63類	第64類～ 第97類
日シンガ ポール EPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価 額の10%以下	
日メキシコ EPA	製品の取引価額の10%以下									関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の 総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※2)				製品の取引価 額の10%以下	
日 フィリピン EPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB 価額の10% 以下	
日チリEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価 額の10%以下	
日タイEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価 額の10%以下	
日アセア ン包括的 EPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価 額の10%以下	
日スイス EPA	製品の工場渡し価額の10%以下(※3)									製品の重量の7%以下				製品の工場渡 し価額の10% 以下	
日ベトナム EPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価 額の10%以下	
日インド EPA	製品の FOB 価額の 10% 以下	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00: 製品のFOB 価額の7%以 下	製品の FOB 価額の 10% 以下	3505.10, 3505.20: 製品のFOB 価額の7% 以下	製品の FOB 価額の 10% 以下	3809.10, 3824.60: 製品の FOB価額 の7%以下	製品の FOB 価額の 10% 以下	4601.29, 4601.94, 4602.19: ×	製品の FOB 価額の 10% 以下	5001.00, 5003.00: ×	51.02, 51.03: ×	52.01～ 52.03: ×	53.01, 53.02: ×	製品の 重量の 7%以下	製品の FOB価額の 10%以下
2905.44: ×		3502.11, 3502.19: ×		その他: 製品の FOB価額 の10%以 下		その他: 製品の FOB価額 の10%以 下		その他: 製品の重量の7%以下							
その他: 産 品のFOB価 格の10%以 下		その他: 産 品のFOB価 格の10%以 下													
日ペルー EPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価 額の10%以下	

※1: 製品の生産に使用する非原産材料が、原産品とされる産品と異なる号に掲げられる場合に限り、適用される。

※2: 産品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が、所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として、当該産品が原産品と認められない場合に限り適用される。

※3: 例外として、第32.04項及び第34.02項については、産品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。

原産資格を与えることとならない作業

■ 特定の作業が行われることのみをもって品目別規則に定める関税分類変更基準又は加工工程基準を満たすものとはしないという規定

➤ 日アセアン包括的経済連携協定第30条

- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）等
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) (a) から (f) までの作業の組合せ



作業の内容は協定毎に異なることに留意が必要。



食料品の原産地規則

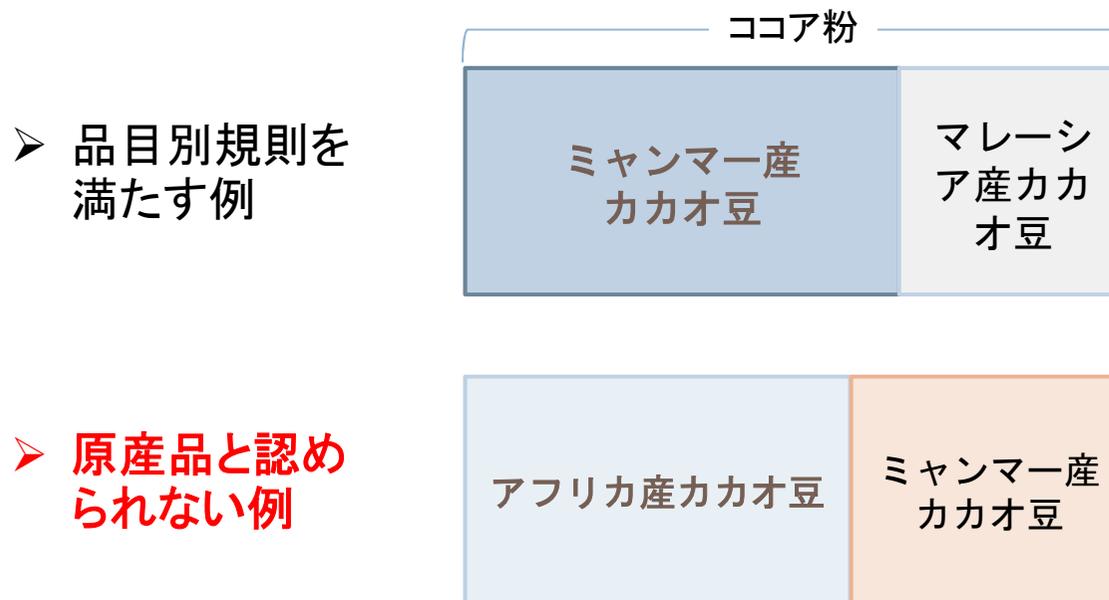
-調製食料品を中心に-

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

①ココア粉(第18.05項)

●シンガポール協定 第1805.00号品目別規則:

第1805.00号の産品への他の項の材料からの変更(非原産材料である第18.01項のカカオ豆を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。)



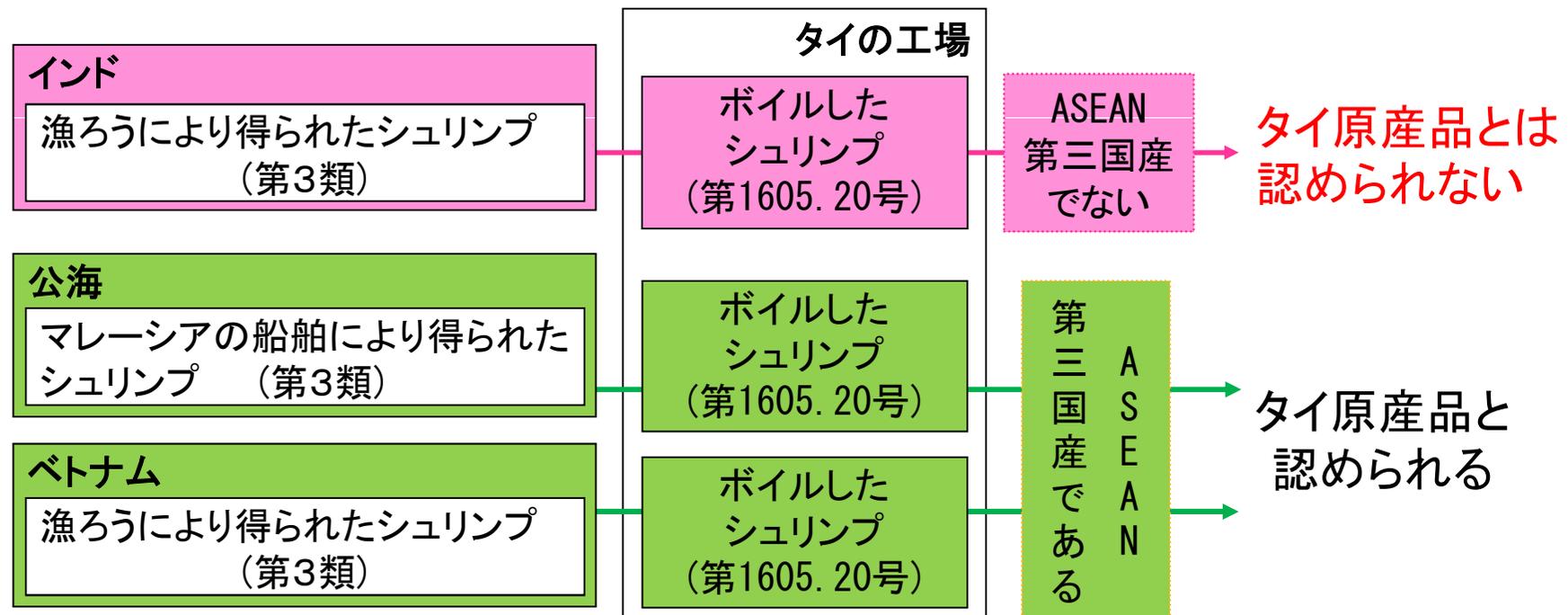
➔ アセアン加盟国産以外のカカオ豆(第18.01項)を使用した場合、シンガポール協定税率は適用できない。

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

②魚介類等の調製品

●タイ協定 第1605.20号品目別規則:

他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)



➡ アセアン加盟国産以外の魚(第3類)を使用した場合は、タイ協定税率は適用できない。

IOTC登録船舶漁獲材料の使用の許諾ルール

Indian Ocean Tuna Commission(インド洋まぐろ類委員会)



まぐろ、かつお、
はがっおの調製品

●タイ協定 第1604.14号品目別規則

第1604.14号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがIOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。)

漁獲後、生産される締約国までの運送については以下のとおり

第16類の注釈1

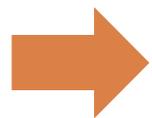
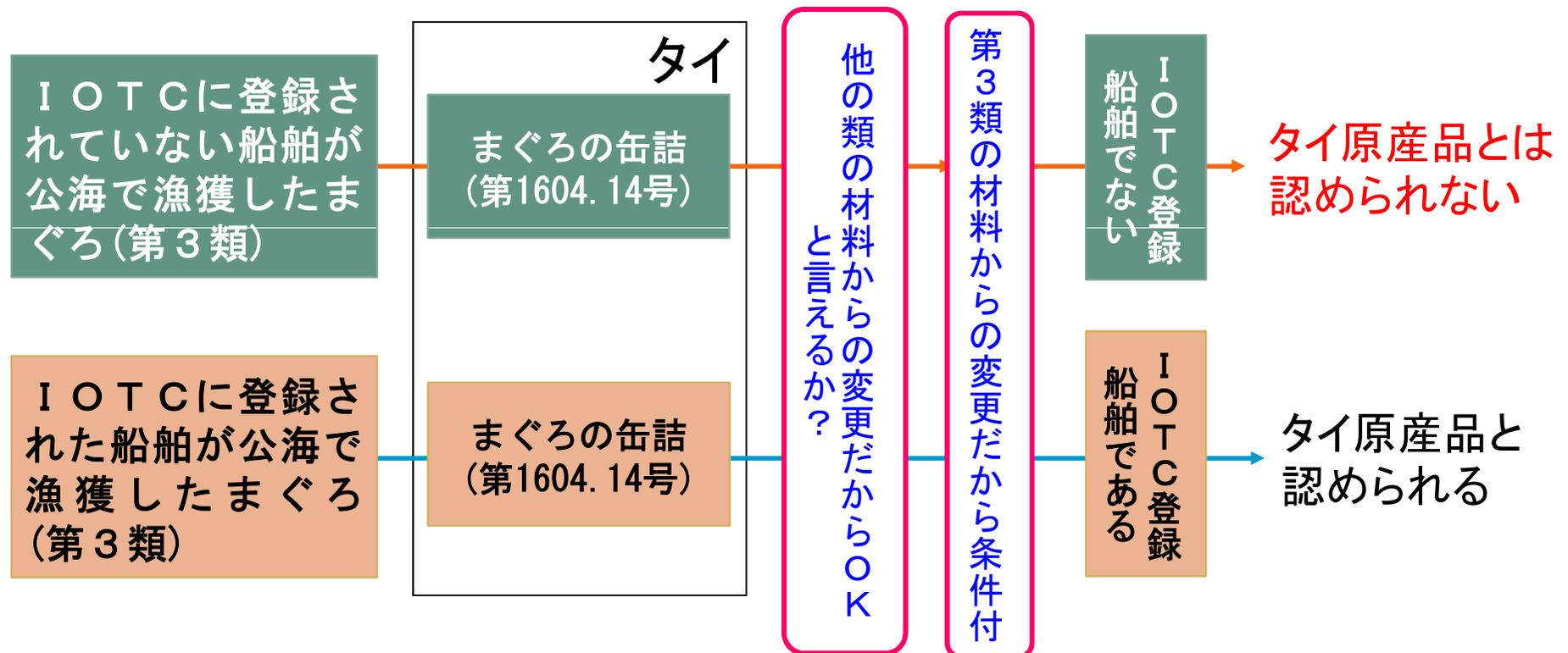
第1604.14号の適用上、インド洋まぐろ類委員会の登録簿(以下この協定において「IOTCの登録簿」という。)への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる非原産材料は、当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要な作業以外のいかなる作業も行われることなく、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に輸送されなければならない。

【参考】フィリピン協定原産地規則にも同様にIOTC船舶で漁獲された非原産材料の使用を許諾する規定が存在する。

IOTC登録船舶漁獲材料の使用の許諾ルール

タイ協定 第1604.14号品目別規則:

他の類の材料からの変更 (第3類の非原産材料がIOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。)



材料であるまぐろ(第3類)は、IOTC登録船舶により「漁獲され」なければ、タイ協定税率は適用できない。

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール等の比較対照表

HS番号	シンガポール	マレーシア	タイ	フィリピン	ブルネイ	インドネシア	ベトナム
第4類	—	—	—	—	○	—	—
第7類	—	—	○	—	—	—	—
第11類	—	—	—	—	○	—	—
第16類	○	○	○	—	○	—	—
第17類	—	—	—	—	○	—	—
第18—20類	○	○	○	○	○	—	—
第29類	—	—	—	—	○	—	—
IOTC(第16類)	—	—	○	○	—	—	—

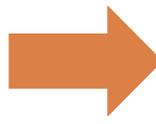
(注)○印は対応する類に規則が存在することを表すだけであってその類のすべてが該当するものでない。

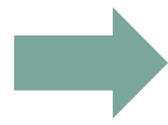
日インドEPAにおける農水産品の規則

インド協定では、**農産品（及び繊維製品）の品目別規則の多く**は、加工工程基準で規定されている。

(例) 日インド協定 第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物等

03.01 - 03.07	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において <u>完全に得られるものであること。</u>
---------------	---

 同様の規則が第1類から第25類、第29類、第35類、第38類、第50類から第53類の一部の品目に規定されている。

 上記品目のうち、第1類から第14類のすべての品目、第16類、第21類、第22類、第25類、第50類から第53類の一部品目については、僅少の非原産材料の枠も存在しないため、少しでも非原産材料が使用されている場合は、**産品は原産品と認められない。**



原産地認定のケーススタディ

- ① マグロの調製品(フィリピン/アセアン協定)
- ② エビの調製品(タイ協定)
- ③ さつま揚げ(一般特惠)
- ④ パスタソース(メキシコ協定)
- ⑤ 栄養補助食品(マレーシア協定)

① マグロの調製品（フィリピン/アセアン協定）

輸入者は、まぐろの調製品を輸入します。以下の材料を使用して、フィリピンで製造されたまぐろの調製品（第1604.14号）が、アセアン/フィリピン協定上のフィリピン原産品として認められるか検討してみましょう。

	材 料 名	HS番号	原産国等
①	マグロ	03.03	オーストラリア産 又は マレーシア産
②	みりん	22.08	中国産
③	油	15.12	フィリピン産
④	塩	25.01	フィリピン産

① マグロの調製品（アセアン協定）

日アセアン協定 第1604.14号 品目別規則

CC（第3類からの変更を除く）

品目別規則を検討する
のは、非原産材料のみ

マグロ（3類）
オーストラリア産

みりん（22類）
中国産

油（15類）
フィリピン原産材料

塩（25類）
フィリピン原産材料

マグロの調製品



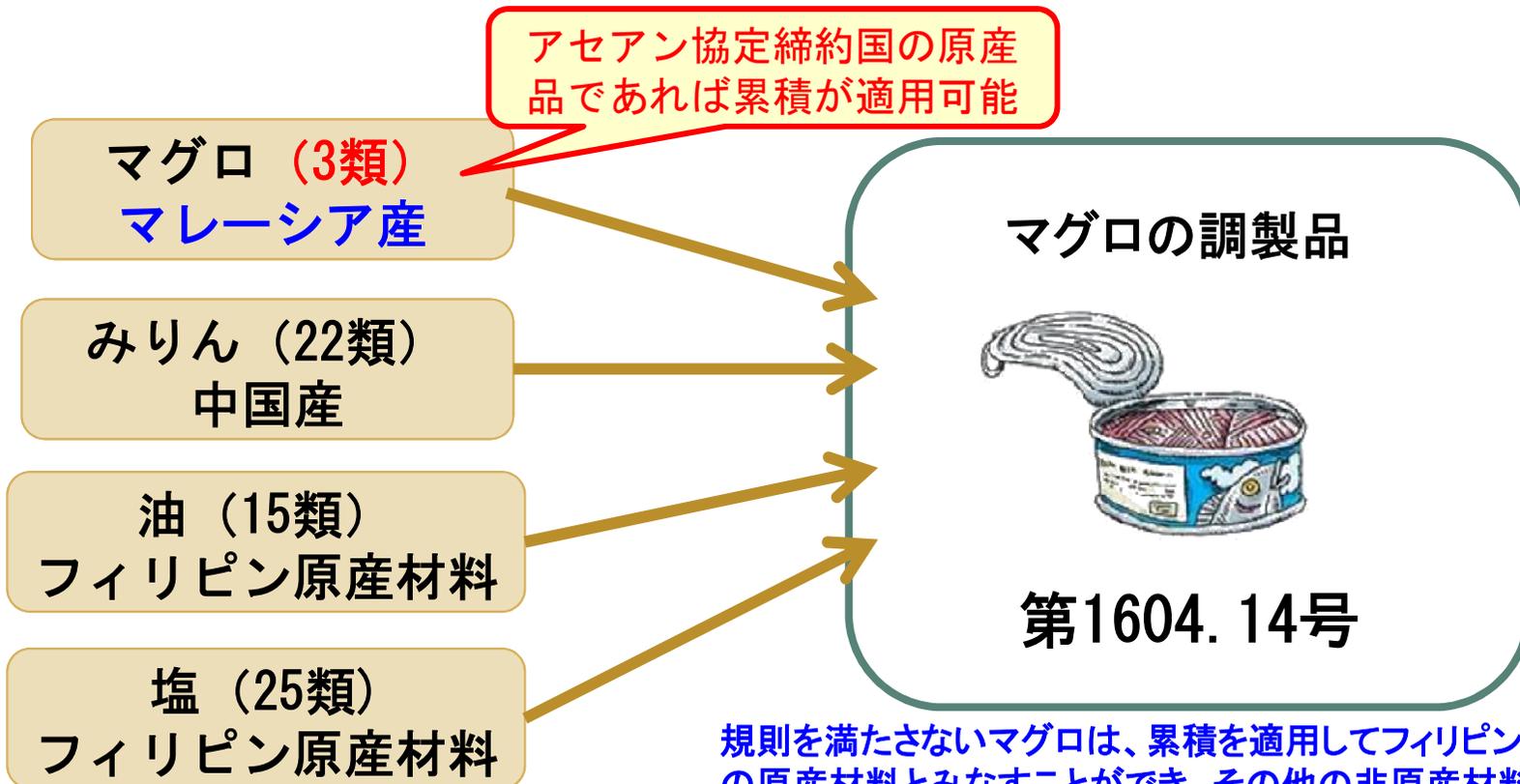
第1604.14号

オーストラリア産のまぐろは規則を満たしていないため、
マグロの調製品はアセアン協定上のフィリピン原産品と
は認められない。

① マグロの調製品 (アセアン協定)

日アセアン協定 第1604.14号 品目別規則

CC (第3類からの変更を除く)



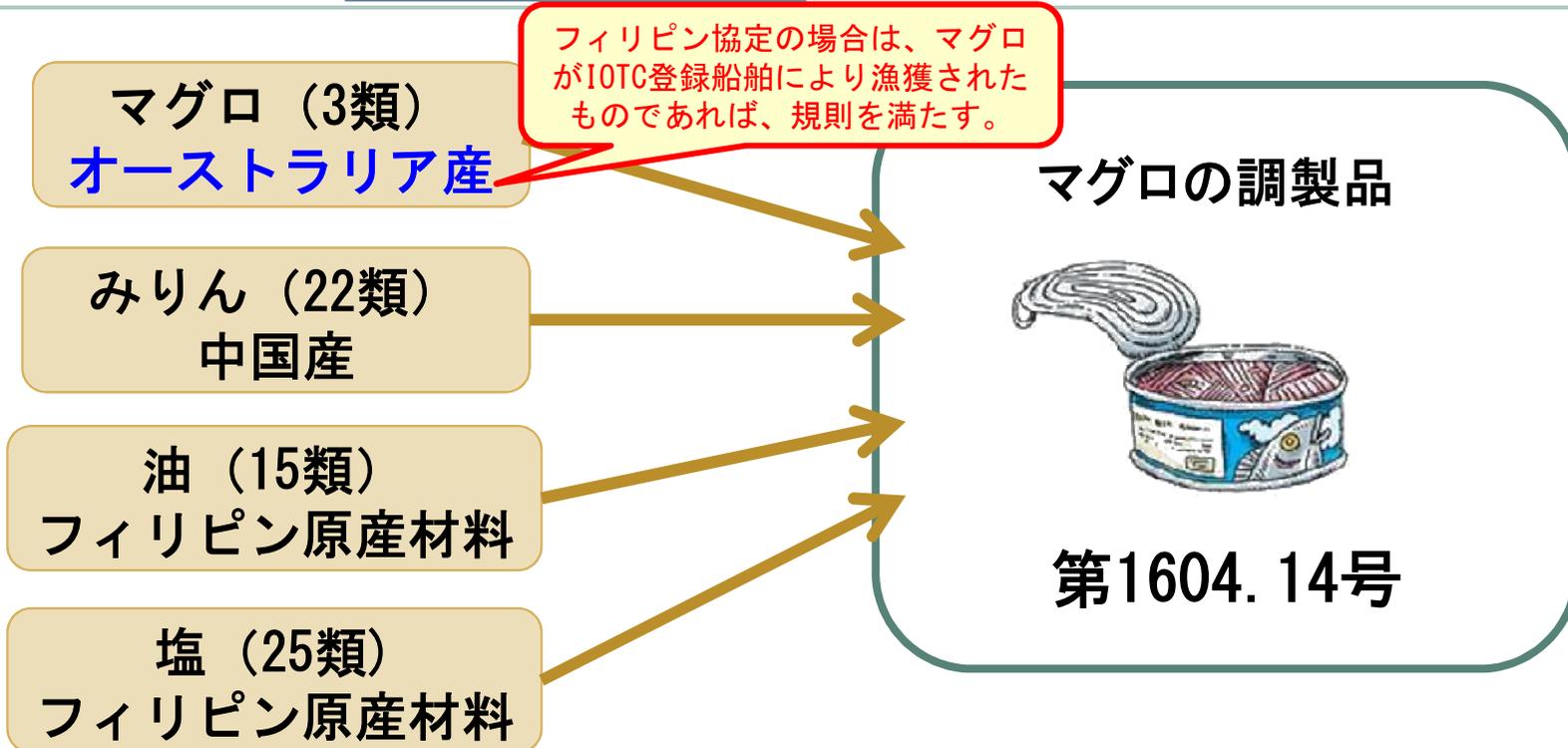
規則を満たさないマグロは、累積を適用してフィリピンの原産材料とみなすことができ、その他の非原産材料は規則を満たしていることから、マグロの調製品はアセアン協定上のフィリピン原産品と認められる。

① マグロの調製品 (フィリピン協定)

フィリピン協定 第1604.14号 品目別規則

第1604.14号の産品への他の類の材料からの変更 (第3類の非原産材料がIOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。)

Indian Ocean Tuna Commission
(インド洋まぐろ類委員会)



● 材料であるマグロ(第3類)は、IOTC登録船舶により「漁獲」されていることが条件

②エビの調製品(タイ協定)

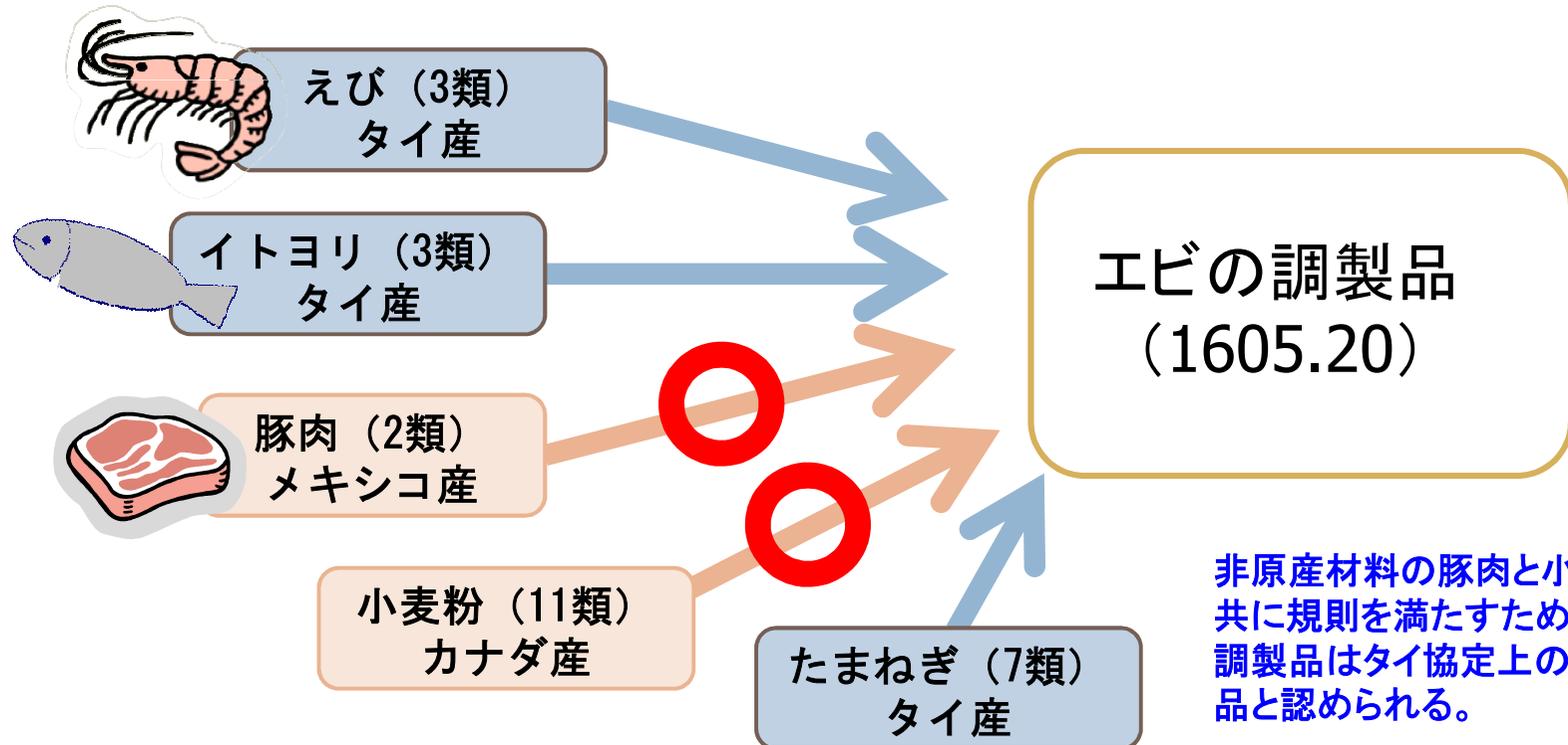
輸入者は、エビの調製品を輸入します。以下の材料を使用して、タイで製造されたエビの調製品(第1605.20号)が、タイ協定上のタイ原産品として認められるか検討してみましょう。

	材 料 名	HS番号	原産国等
①	エビ	03.06	タイ産
②	イトヨリ	03.02	タイ産、インド産、 又は 日本産
③	豚肉	02.03	メキシコ産 又は タイ産
④	小麦粉	11.01	カナダ産
⑤	たまねぎ	07.12	タイ産

②エビの調製品(タイ協定)

タイ協定 第1605.20号 品目別規則

第1605.20号の産品への他の類の材料からの変更（第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）

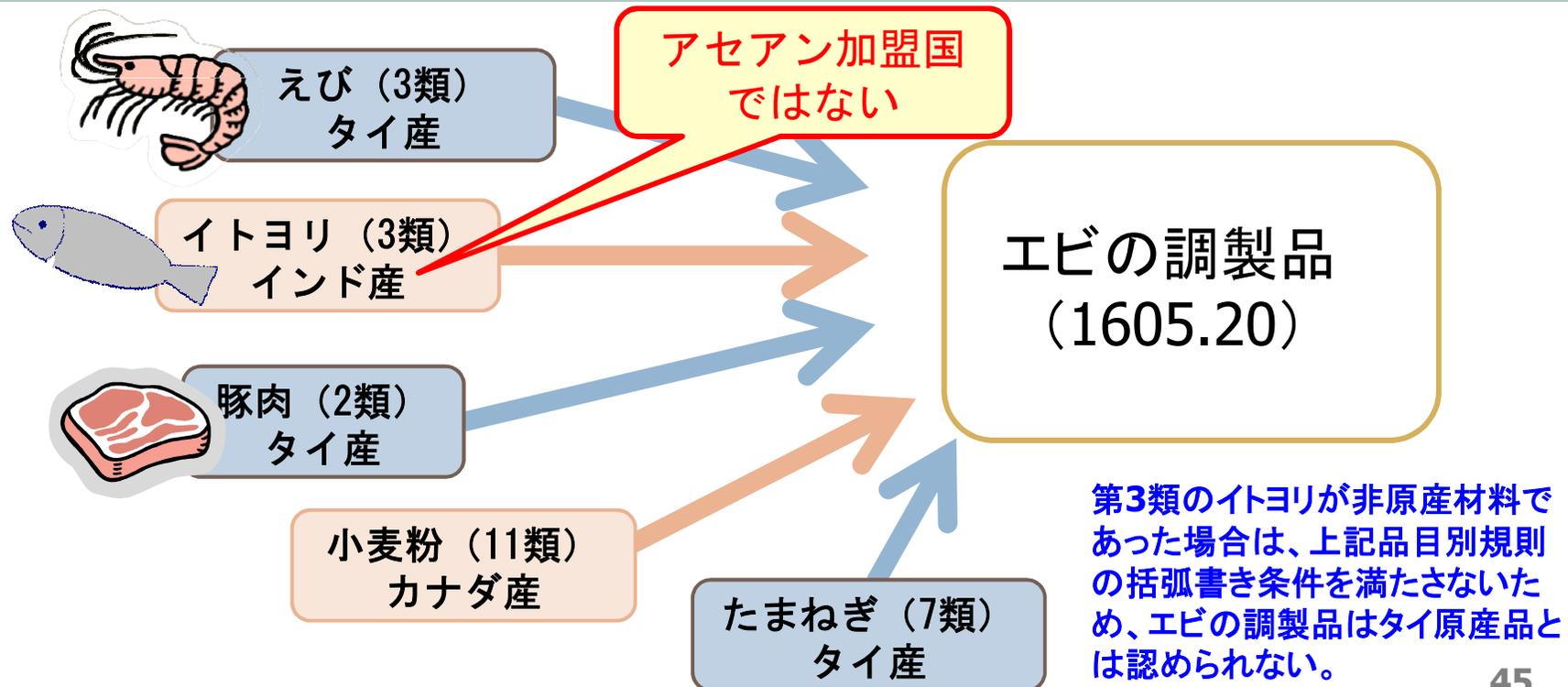


②エビの調製品(タイ協定)

タイ協定 第1605.20号 品目別規則

シンガポール、ベトナム、ミャンマー、ラオス、ブルネイ、マレーシア、タイ、カンボジア、フィリピン、インドネシア(10カ国)

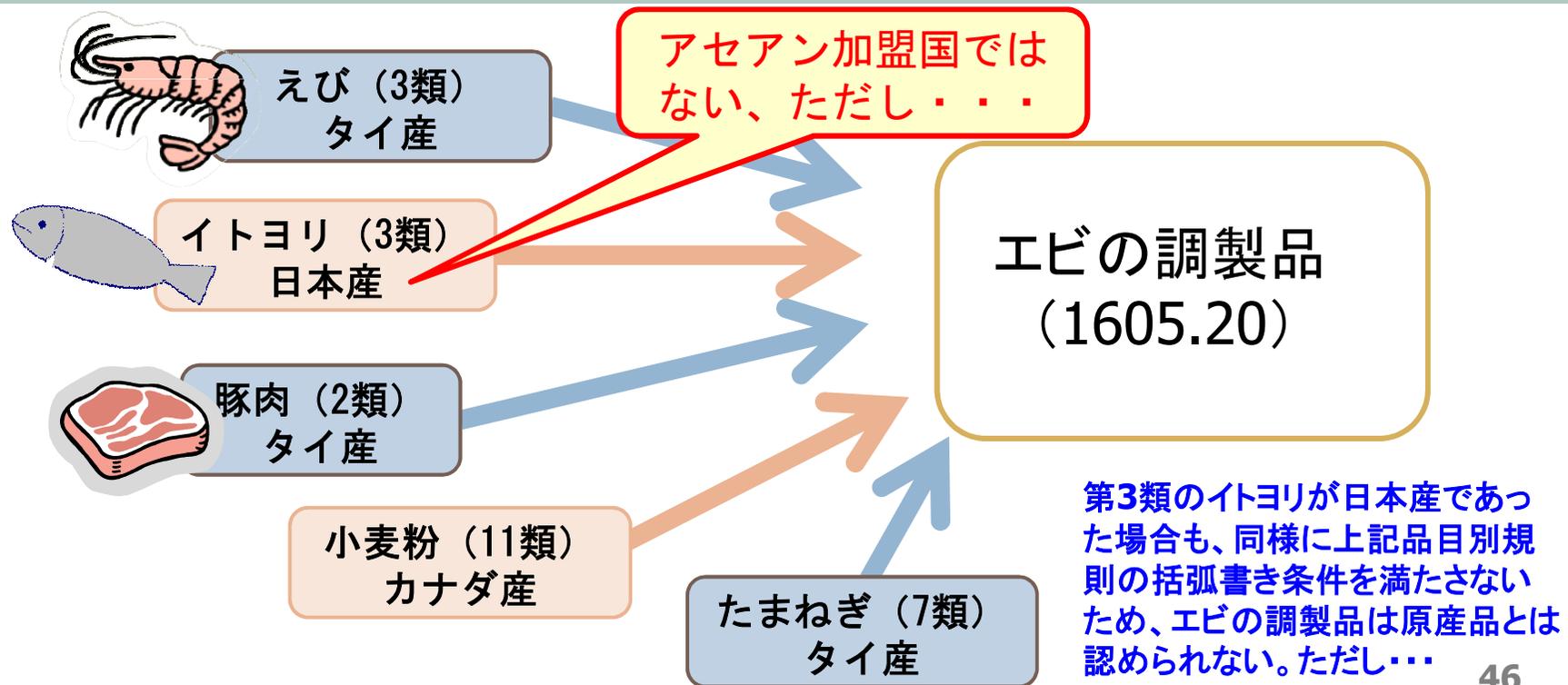
第1605.20号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)



②エビの調製品(タイ協定)

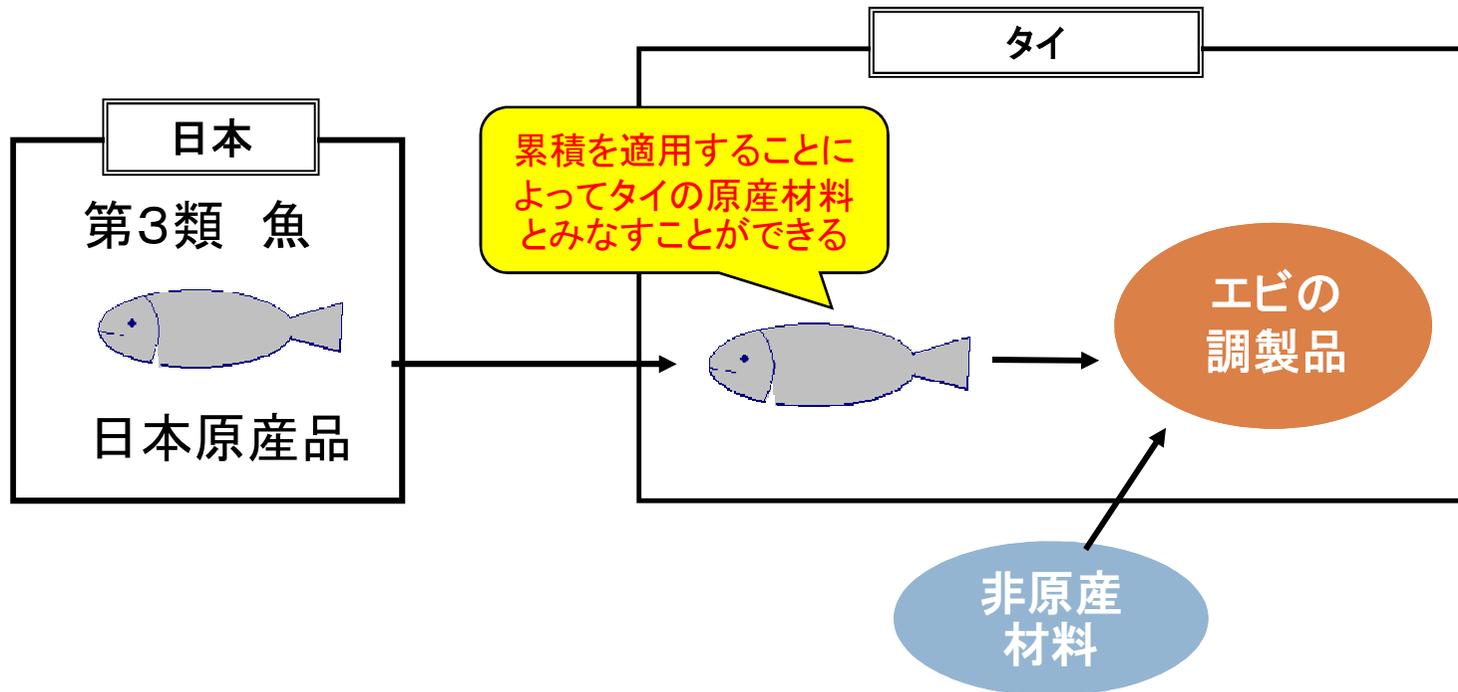
タイ協定 第1605.20号 品目別規則

第1605.20号の産品への他の類の材料からの変更（第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）



累積

相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方



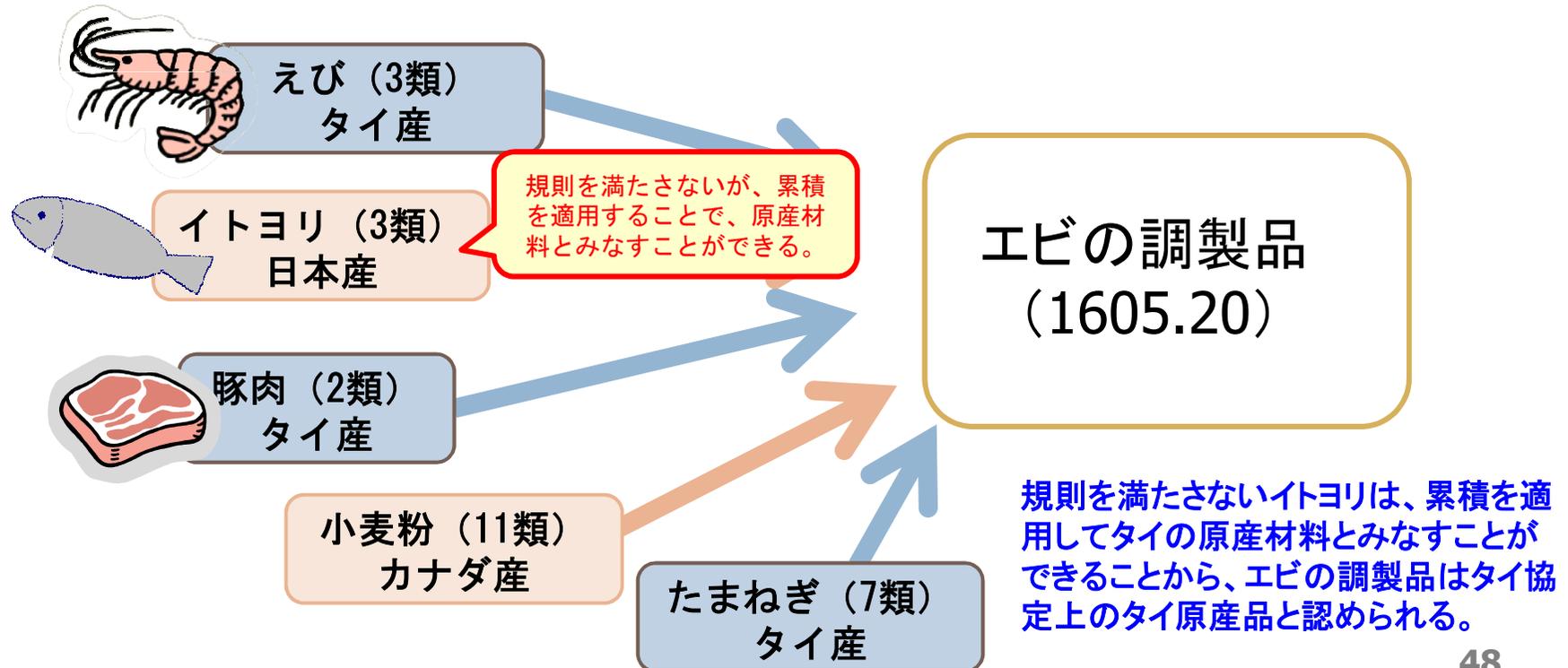
日タイ協定 第29条 累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

②エビの調製品(タイ協定)

タイ協定 第1605.20号 品目別規則

第1605.20号の産品への他の類の材料からの変更（第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）



③さつま揚げ(一般特恵)

輸入者は、中国からさつま揚げを輸入します。以下の材料を使用して、中国で製造されたさつま揚げ(第16.04項)は、一般特恵上中国を原産地とする物品として認められるか検討してみましょう。

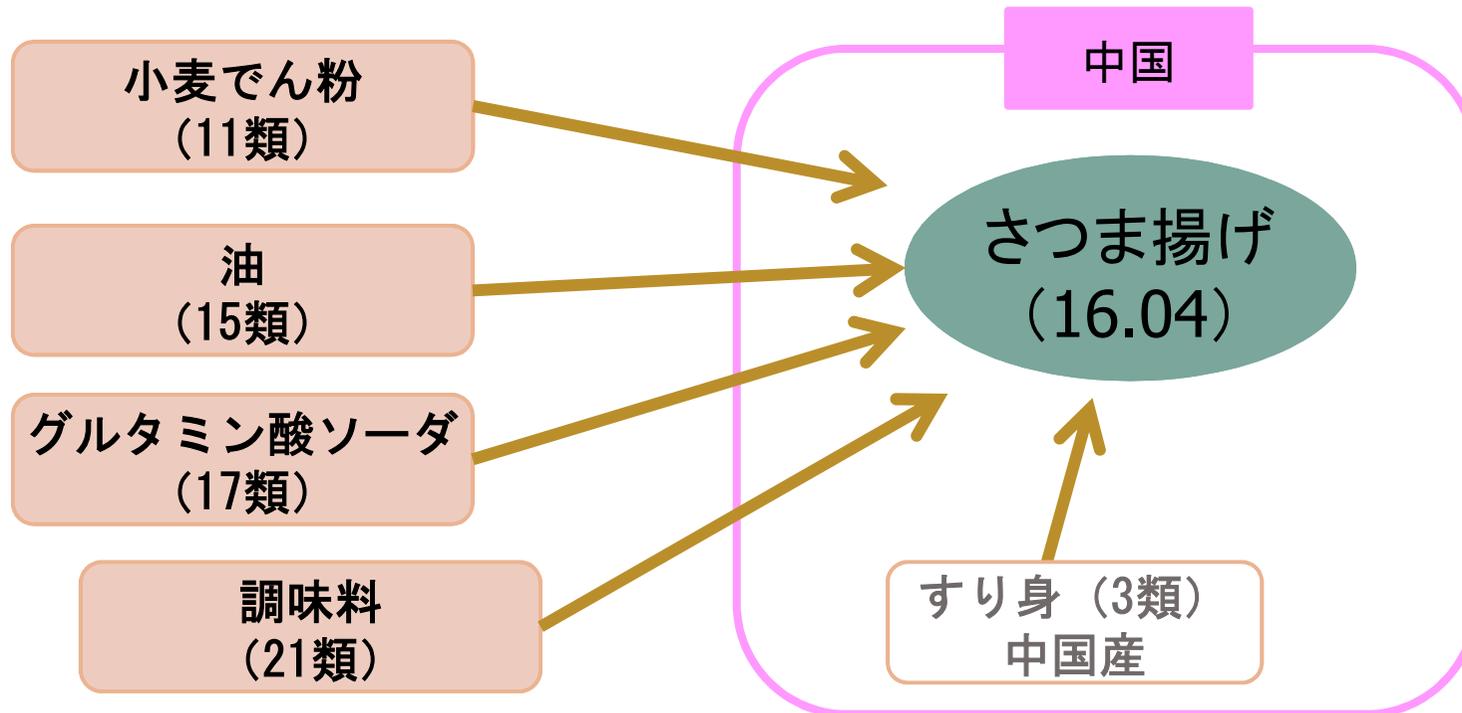
すり身以外はすべて非原産材料

	材 料 名	HS番号	原産国等
①	魚すり身	03.04	中国産
②	小麦でん粉	11.08	非原産材料
③	油	15.07	非原産材料
④	グルタミン酸 ソーダ	17.03	非原産材料
⑤	調味料	21.06	非原産材料

③ さつま揚げ(一般特恵)

暫定法施行規則別表 第1604項 原産品としての資格を与える条件

第1類、第2類、第3類、第5類又は第16類に該当する物品以外の物品からの製造



- 第1類、第2類、第3類、第5類及び第16類の非原産材料を使用していない場合は、中国を原産地とする物品と認められる。

④パスタソース(メキシコ協定)

輸入者は、メキシコからパスタソースを輸入します。以下の材料を使用して、メキシコで製造されたパスタソース(第2103.90号)が、メキシコ協定上のメキシコ原産品として認められるか検討してみましょう。

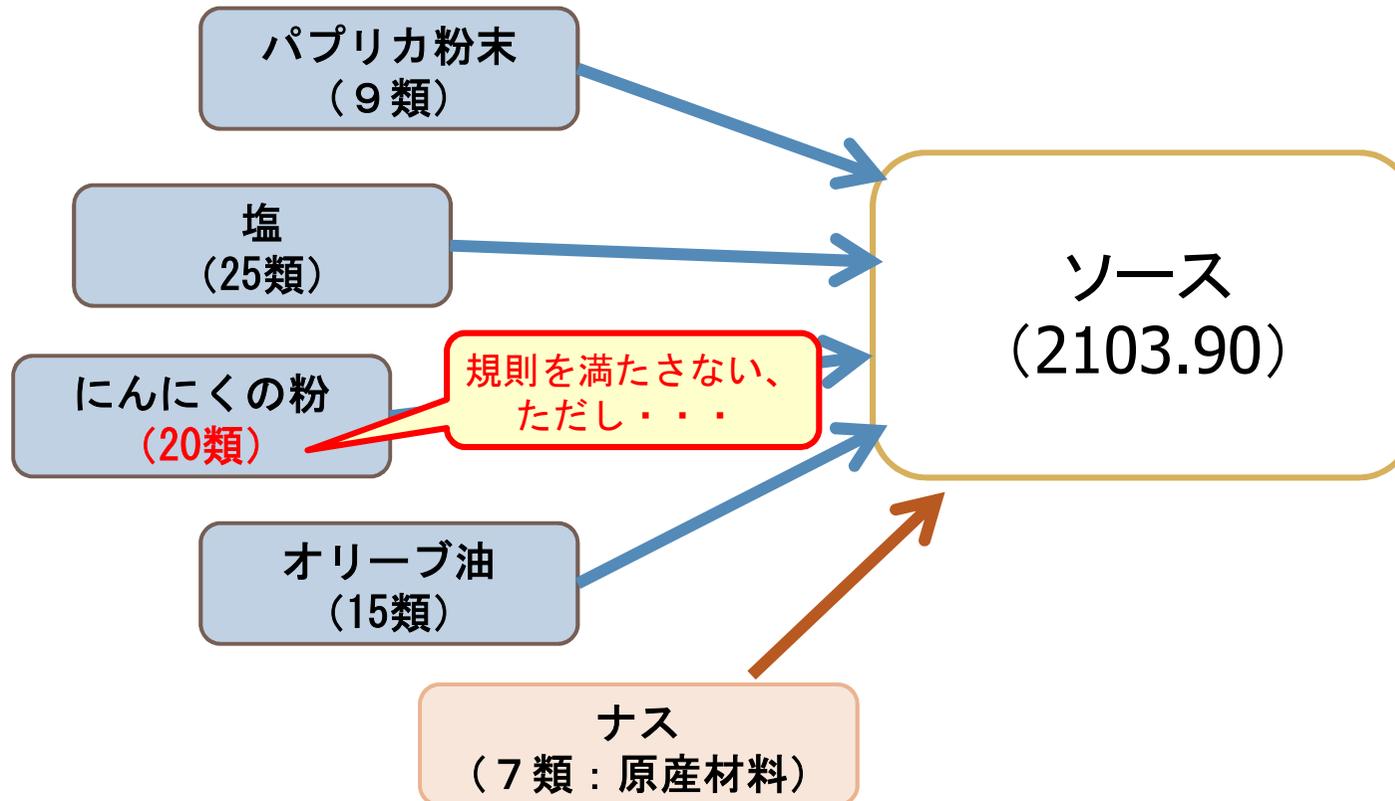
	材 料 名	HS番号	原産国等
①	パプリカ粉末	09.04	アメリカ産
②	塩	25.01	ブラジル産
③	にんにくの粉	20.05	チリ産
④	オリーブ油	15.09	チリ産
⑤	ナス	07.09	メキシコ産

ナス以外はすべて
非原産材料

④ パスタソース (メキシコ協定)

メキシコ協定 第21.03項-第21.04項 品目別規則

第21.03項から第21.04項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
(第7類または第20類の材料からの変更を除く)



僅少の非原産材料

関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

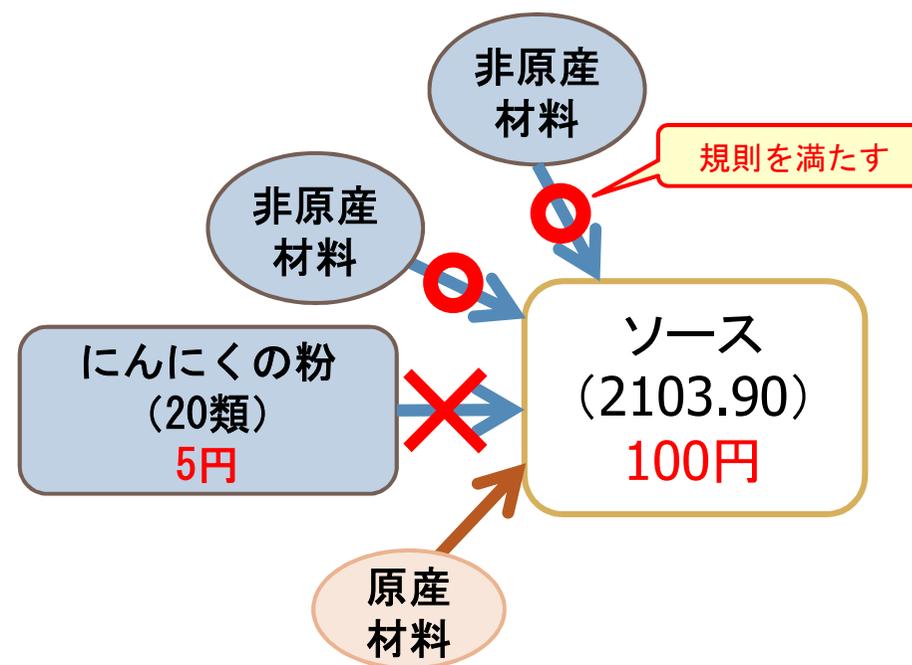
メキシコ協定 第21.03項-第21.04項 品目別規則

第21.03項から第21.04項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
(第7類または第20類の材料からの変更を除く)

非原産材料のにんにく粉(第20類)が品目別規則を満たしていない。

仮ににんにく粉の価格が右のとおりとすると、にんにく粉の価額はパスタソースの価額の5%

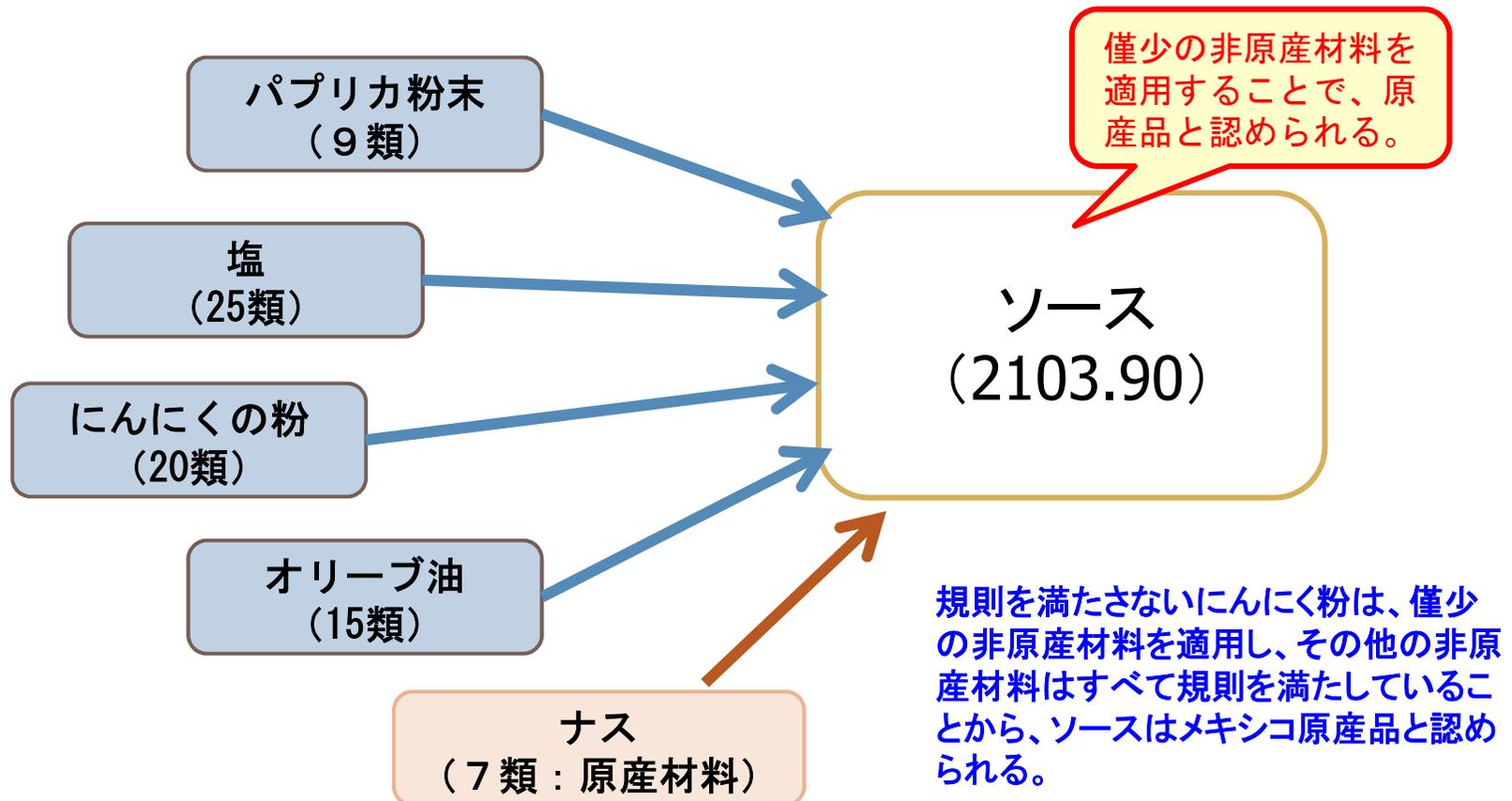
メキシコ協定の第21類の産品の場合、僅少と認められる範囲は産品の取引価格の10%以下(ただし、当該材料が製品と異なる号に掲げられることを要件とする)



④ パスタソース（メキシコ協定）

メキシコ協定 第21.03項-第21.04項 品目別規則

第21.03項から第21.04項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
(第7類または第20類の材料からの変更を除く)



⑤栄養補助食品（マレーシア協定）

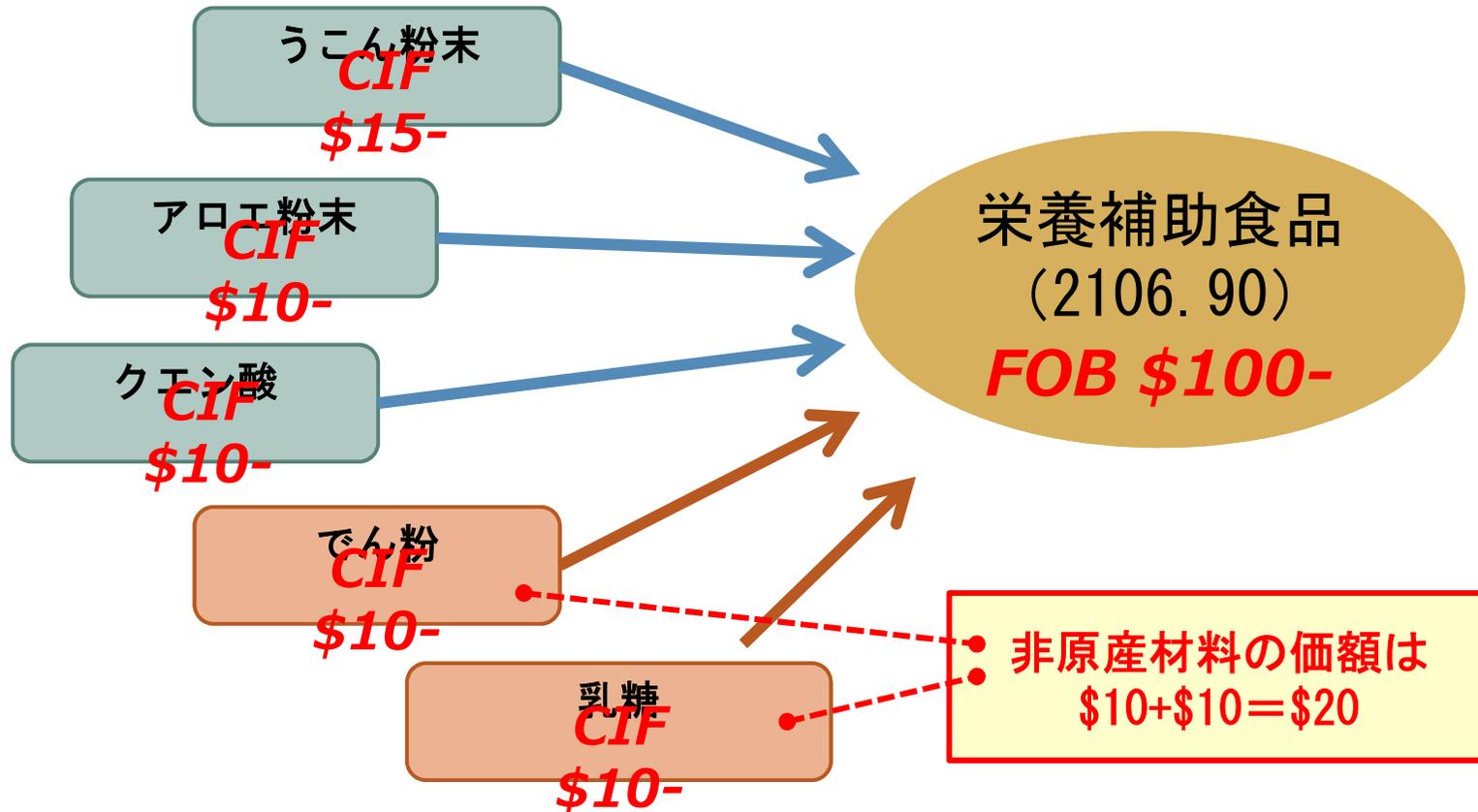
輸入者は、マレーシアから栄養補助食品を輸入します。以下の材料を使用して、マレーシアで製造された栄養補助食品（第2106.90号）が、マレーシア協定上のマレーシア原産品として認められるか検討してみましょう。

	材 料 名	価額	原産国等
①	うこん粉末	\$15	マレーシア産
②	アロエ粉末	\$10	マレーシア産
③	クエン酸	\$10	マレーシア産
④	でん粉	\$10	インドネシア産
⑤	乳糖	\$10	タイ産

⑤ 栄養補助食品（マレーシア協定）

マレーシア協定 第2106.90号 品目別規則

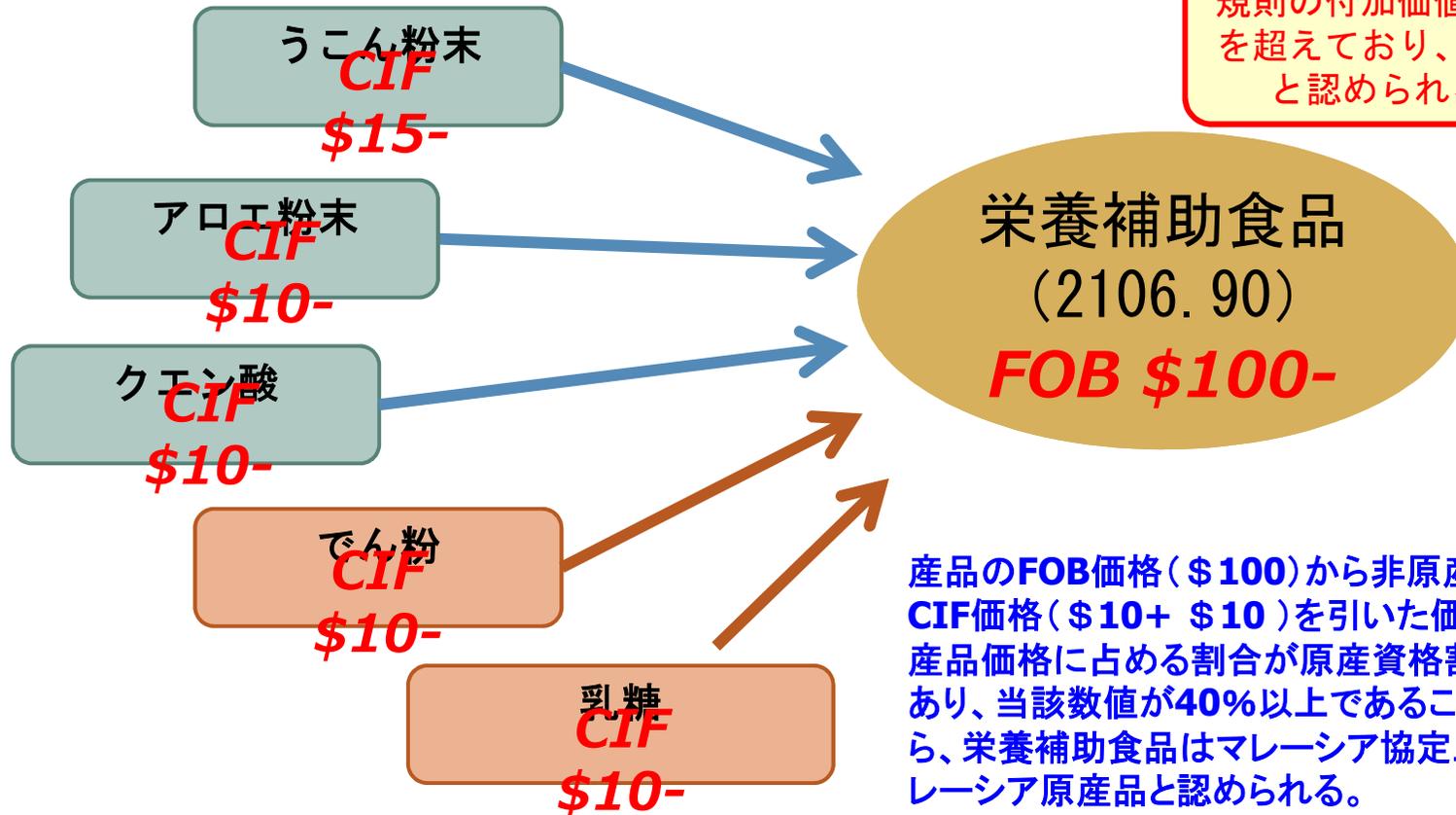
原産資格割合が40パーセント以上であること（第2106.90号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。



⑤ 栄養補助食品 (マレーシア協定)

$$\frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} = \frac{100 - 20}{100} = 80\%$$

規則の付加価値40%を超えており、原産品と認められる。



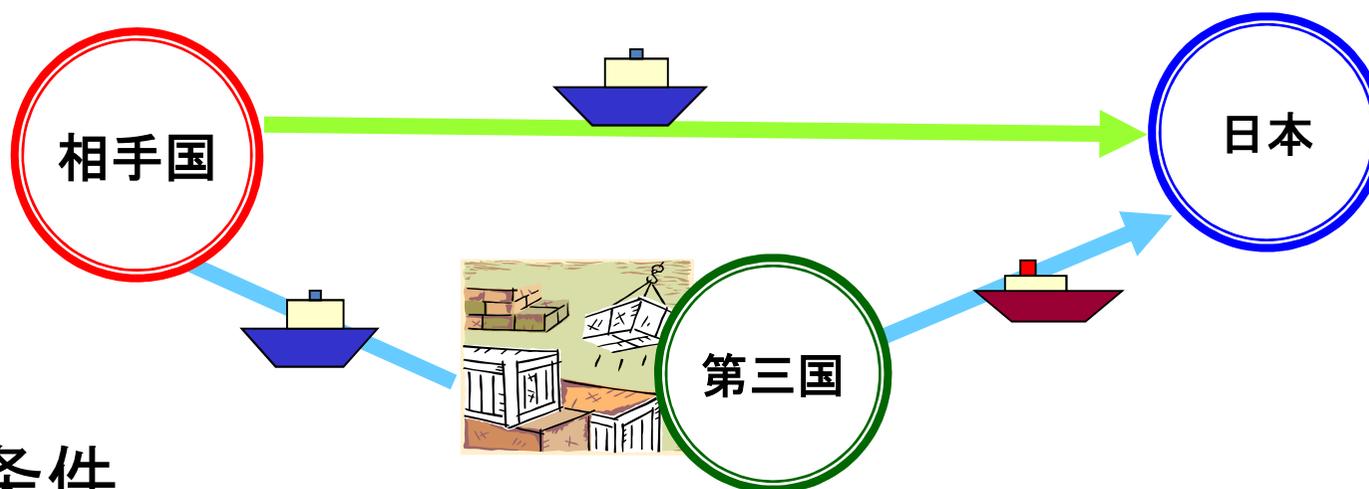
製品のFOB価格(\$100)から非原産材料CIF価格(\$10+ \$10)を引いた価格が製品価格に占める割合が原産資格割合であり、当該数値が40%以上であることから、栄養補助食品はマレーシア協定上のマレーシア原産品と認められる。



積送基準と運送要件証明書

積送基準

貨物が日本に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準



■条件

- 直接運送されること
- 第三国を経由する場合には、当該第三国において許容される作業は、積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業のみ

積送基準を満たしていることを証明する書類

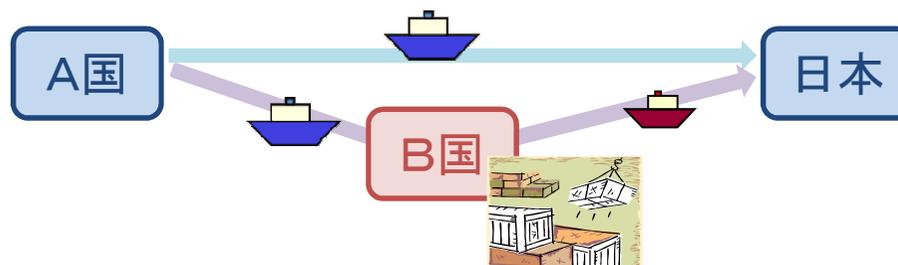
☆ 運送要件証明書 :

- ① 通し船荷証券の写し
- ② 積替国の官公署が発給した証明書
- ③ 税関長が適当と認めるもの

☆ 直接運送 ⇒ 運送要件証明書の提出は不要

☆ 第三国経由 ⇒ 運送要件証明書の提出が必要

貨物について、運送上の理由による積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品のための経由



積送基準の確認

1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. KAWASAN INDUSTRI MODERN CIKANDE JL. MODERN INDUSTRY X KAV.G2 SERANG, VIETNAM			Reference No. 0000-00 THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT)		
2. Goods consigned to (Importer's/Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-3-12, IRIFUNE MINATOKU NAGOYA-SHI, JAPAN			CERTIFICATE FORM Issued in _____ (C) See Notes		
3. Means of transport and route (as far as known) FROM SERANG, VIETNAM TO TOKYO BY SEA THROUGH THAILAND FOR TRANSSHIPMENT Shipment date January 19, 2013 Vessel's name/Aircraft etc. ZEIKANMARU Port of discharge TOKYO, JAPAN			4. For Official Use <input type="checkbox"/> Preferential Treatment <input type="checkbox"/> Preferential Treatment		
5. Item number 1.			6. Marks and numbers of packages NO MA 500BA		
7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)			8. Origin criteria (see Notes overleaf)		
9. Quantity (gross or net weight or other quantity) and value, e.g. FOB if required by exporting Party			10. Number and date of Invoices		
11. Declaration by the undersigned The undersigned statements are c HAI PH Place and date, name, signature and company of authorised signatory					
13. <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing <input type="checkbox"/> Back-to-Back CO <input type="checkbox"/> Issued Retroactively					

下枠①又は②が取得できないことに相当な理由があるとき

↓

- ・ 第3欄に積替地等の記載
- ・ 合理的な説明があれば容認。

(関税法基本通達68-5-1(1)ハ)

1. 直接運送されたものであるか

2. 非原産国である第三国を経由しているか

↓

2. の場合

【運送要件証明書があるか】

- ① 通し船荷証券の写し
- ② 積替国の官公署が発給した証明書
- ③ 税関長が適当と認めるもの

課税価格の総額が20万円以下の貨物に係るものを除く

積送基準と運送要件証明書



【ケース1】

タイで製造されたものをシンガポールで積み替え、日本に運送する場合

【必要な運送要件証明書】

- ①タイ・日本間の通しBL
- ②タイ・シンガポール間のBL+シンガポール税関が発給した積み替え証明 + シンガポール・日本間のBL
- ③上記①及び②が提出できないことに相当の理由がある場合は、第3欄等に運送経路、シンガポールにおける積み替え等の記載がある原産地証明書

積送基準と運送要件証明書



【ケース2】

タイで製造されたものをシンガポールで仕分け後、一部を日本に運送する場合

【取り扱い】

第三国における仕分け・分割は、積送基準を満たした作業とは認められない。

【参考タイ協定第32条 積送基準(b)】

積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われてないこと。

積送基準と運送要件証明書



【ケース2】

タイで製造されたものをシンガポールで仕分け後、一部を日本に運送する場合

【取り扱い】

第三国における仕分け・分割は、積送基準を満たした作業とは認められない。



ただし、アセアン協定に基づく連続する原産地証明書(Back to back CO)がシンガポールで発給された場合は、当該連続する原産地証明書及びシンガポールから日本へのBLが提出されれば、上記作業は許容される。



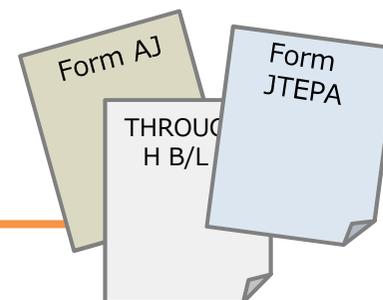
手續的規定

税関における手続き

特惠適用のための手続要件

- ✓ 原産地基準を満たした原産品であることを証明した書類を提出すること
- ✓ 積送基準を満たしていることを証明した書類を提出すること

(第三国を経由して運送された場合)



原産品であることを証明した書類

① 第三者証明制度に基づく原産地証明書

- 商工会議所等の公的機関が証明する原産地証明書
(アジア各国との二国間協定で採用)

② 認定輸出者による原産地申告

- 輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能
(スイス協定、ペルー協定、改正メキシコ協定で採用)



原産地申告

以下の3つの協定では、原産品であることを証明する書類として、原産地証明書のほか認定輸出者が作成した原産地申告を用いることができる。

スイス協定

「"The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (産品の原産地(Switzerland)) preferential origin.“」

メキシコ協定

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Japan-Mexico EPA/Mexico-Japan EPA.”

ペルー協定

「“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of (産品の原産地) preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA.

(場所及び日付**)”」

(**)「場所及び日付」については、原産地申告が記載された商業上の文書上に別途記載がある場合は、省略可。

申告文は関係する産品について特定できるよう十分詳細に記述された仕入書、納品書その他の商業文書上に作成する。

世界のEPA/FTAの原産地証明制度の類型

経済連携協定(EPA)に基づく特惠税率は、協定に定める規則(すなわち、原産地基準)を満たす原産品のみ適用される。
原産地証明とは、相手国から輸入される産品が原産品であることの証明を行うことをいう。

← 輸出国政府が証明制度に関与 →

← 輸出国政府が証明制度に関与しない →

第三者証明制度

輸出国政府又は指定発給機関が発給する原産地証明書により証明

※アセアン各国が採用
※日本の既存協定全てで採用

認定輸出者自己証明制度

輸出国政府が認定した輸出者(認定輸出者)が、原産品である旨の申告書をインボイス等の商業書類に記載することで作成した原産地申告により証明

※EU及びEFTAが採用(例. 韓EU FTA)
※日本ではスイス協定で導入後、ペルー協定、メキシコ協定で導入

完全輸出者自己証明制度

輸出者が作成した原産地証明書あるいは原産地申告により証明

※米国がNAFTAで採用
※P4協定(TPPの前身)にも採用
※カナダがNAFTA及びその他FTAで採用

輸入者自己証明制度

輸出者、製造者、輸入者等の作成した原産地証明書等により、輸入者が証明

※米国がNAFTA以外のFTAで採用(例. 韓米FTA)

原産品か否かの判断には、当該貨物の原材料等についての情報が必要であるが、これは、通常、輸出国に存在するものなので、輸入国の税関にどのように証明するかが問題となる。

税関における手続き

✚ 書類の提出時期

- 締約国原産地証明書：輸入申告時（関税法施行令第61条第4項）
 - ・ただし、次の場合には原則として2か月以内の適切な期間、原産地証明書の提出猶予の取扱いが可能（関税法基本通達68-5-15, 16）
 - 災害その他やむを得ない理由がある場合
 - 許可前引取（BP）を行なう場合
 - ・特例申告に係る貨物は、原産地証明書の提出は不要
 - 保存義務のみ
 - 取得期限は特例申告時まで
（提出免除：関税法基本通達67-3-4、保存義務：関税法施行令第4条の12）
- 運送要件証明書：輸入申告時（関税法施行令第61条第8項）

税関における手続き

書類の提出免除

- **原産地証明書** (関税法施行令第61条第1項第2号イ)
 - ・課税価格の総額が20万円以下の貨物
 - ・輸入国が提出を免除する貨物
(EPAに関しては具体的な製品の指定はない。)

- **運送要件証明書** (関税法施行令第61条第1項第2号ロ)
 - ・課税価格の総額が20万円以下の貨物

原産地証明書に不備があった場合の 〈基本的な〉処理について

《 申告前 》

◎貨物の引取までに
余裕がある場合:

- ・発給機関による原産地証明書の修正
又は
- ・原産地証明書の取り直し

◎貨物の引取を急ぐ
場合:

- ・MFN税率適用による輸入申告
又は
- ・BPによる原産地証明書の提出猶予申請

《 申告後 》

◎有効と認められる場合:

- ・特惠税率を適用

◎有効とは認められない場合:

- ・特惠税率の適用否認

* 有効性の判断については、
原産地調査官又は通関部門
に御相談ください。

《処理に当たっての留意事項》

- ・申告後に特惠税率適用が否認される等、特惠税率からMFN税率に適用税率が変更されたことにより増差税額が発生した場合、原則として加算税賦課の対象となる。
- ・一旦MFN税率適用で輸入許可された場合、事後に適正な原産地証明書を取得したとしても、更正は認められない。
- ・回答に時間が要する場合でも、原則として事後審査処理は行なわない。

原産地証明書の記載事項と留意点

原産地証明書の記載事項は、主に以下の(1)から(3)の項目から構成されている。

- (1) 真正性に係る項目
- (2) 同一性に係る項目
- (3) 原産性に係る項目

タイ発給の日タイ経済連携協定原産地証明書



ORIGINAL

日タイEPAの場合

<p>1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)</p> <p>ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND</p>		<p>Reference No.</p> <p>0000-00</p> <p>AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate)</p> <p>FORM JTEPA</p> <p>Issued in: THAILAND (country)</p>			
<p>2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)</p> <p>ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN</p>		<p>4. For official use</p> <p>"ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"</p>			
<p>3. Means of transport and route (as far as known)</p> <p>FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU</p>					
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	8. Origin criterion (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
1.	NO MARK	1,000CTNS TOMATO KETCHUP	"PS"	20,000 kg	ZP001 January 19,2011
		HS CODE:2103.20 "DMI"			
<p>11. Declaration by the exporter</p> <p>The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND</p> <p>and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN</p> <p>CHIANGMAI January 19, 2011</p> <p>輸出者署名</p>			<p>12. Certification</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>登録印影</p> <p>CHIANGMAI 登録署名 January 19, 2011</p>		

- ① 真正性に係る項目
- ② 同一性に係る項目
- ③ 原産性に係る項目

No. 000000

①真正性に係る項目

- ✓様式
- ✓印影・署名
- ✓有効期間・遡及発給の記載
- ✓修正・再発給の記載 等

②貨物の同一性に係る項目

- ✓品名、数量等
- ✓インボイス番号、輸出入者名
- ✓特別な品名・説明の記載 等

③原産性に係る項目

- ✓HS番号
- ✓特惠基準 等

①真正性に係る項目の確認
 (真正に発給されたものか)

ORIGINAL

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND		Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA Issued in THAILAND (country)	
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, GAPAN		4. For official use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"	
3. Means of transport (route (as far as known)) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD January 12, 2011		8. Origin criterion (see Notes Overleaf) "PS"	
1. NO MARK 50Bags ACETYLATED STARCH		9. Gross weight or other quantity 50,000 kg	
10. Number and date of invoice ZP002 ZP001 January 19, 2011		11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country) CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature and stamp of exporting signatory	
12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.		13. Declaration by the importer The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods imported from JAPAN (importing country) CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature and stamp of importing signatory	

No. 000000

様式は規定のものか

軽微な誤りは、税関の判断で受け入れ可能

遡及発給の場合、(タイ協定の場合船積日翌日以降の発給)
「ISSUED RETROACTIVELY」と船積日の記載が必要

修正・追記箇所毎には、証印・署名が必要

有効期限内のものか、印影署名は登録されたものか

輸出者署名

登録印影

登録署名

② 同一性に係る項目の確認
 (申告貨物と記載貨物は同一か)

 ORIGINAL

<p>1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)</p> <p>ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND</p>		<p>Reference No. 0000-00</p> <p>AGREEMENT BETWEEN</p>			
<p>2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)</p> <p>ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN</p>		<p>Issued in THAILAND (country)</p>			
<p>3. Means of transport and route (as far as known)</p> <p>FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU</p>		<p>4. For official use</p> <p>“ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011“</p>			
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	8. Origin criterion (see Notes)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
1.	NO MARK	50Bags ACETYLATED STARCH HS CODE:3505.10	“PS”	50,000 kg	ZP001 January 19,2011
<p>11. Declaration by the exporter</p> <p>The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country).</p> <p>CHIANGMAI January 19, 2011</p> <p>Place and date, signature of authorised signatory</p>		<p>12. Certification</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p style="text-align: center;"> 登録 印影 登録署名 </p> <p>CHIANGMAI January 19, 2011</p> <p>Place and date, signature and stamp of certifying authority</p>			

No. 000000

取引関係が輸入申告と合致しているか。

“ISSUED RETROACTIVELY,
date of shipment is 12/1/2011“

記載された品名、数量が輸入申告貨物と合致するか確認。

輸出者
署名

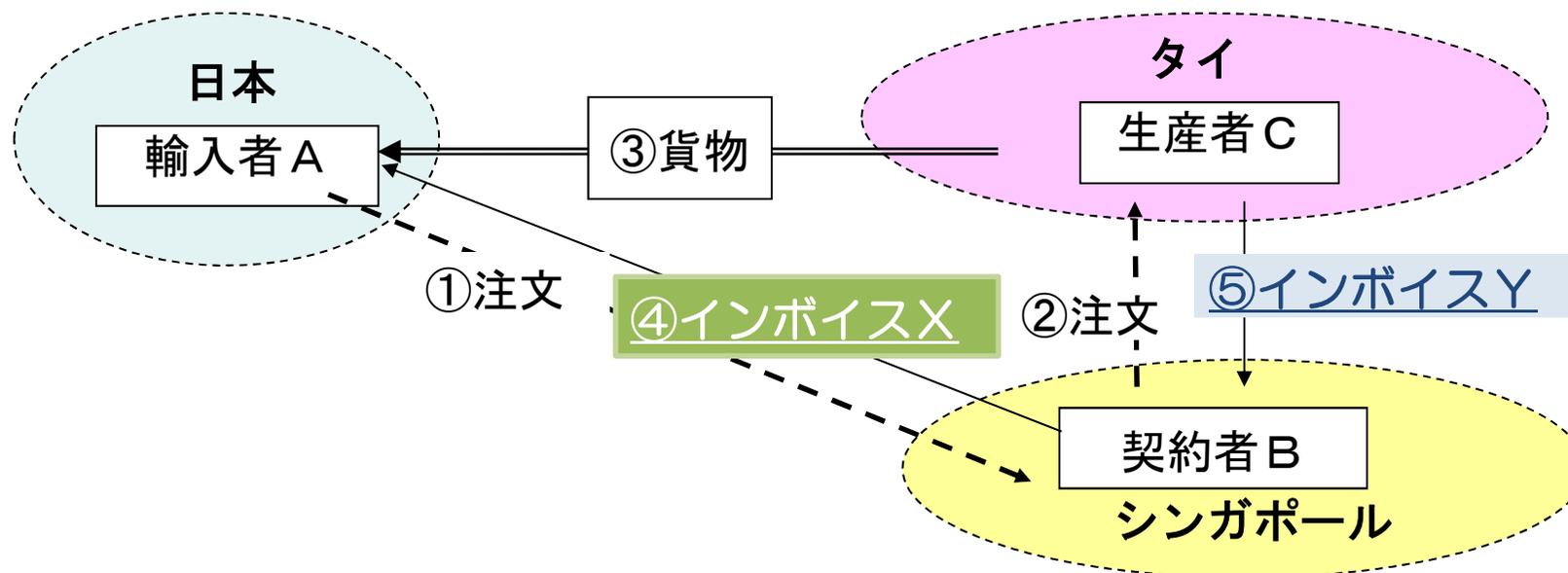
登録
印影

登録署名

EPAの原産地証明書に係る留意事項

■ 「インボイスが第三国で発行される」場合

輸入申告に第三国（日本・貨物の輸出国以外の国）の契約者発行のインボイス（以下のインボイスX）が用いられる場合は原産地証明書の記載方法が規定されている。





ORIGINAL

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A, MUANG CHIANGMAI THAILAND		Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA Issued in THAILAND (country)	
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		4. For	
3. Description of goods, appropriate and HS code of the		8. Origin criterion (see Notes Overleaf) "PS"	9. Gross weight or other quantity 50,000 kg
ACETYLATED STARCH HS CODE:3505.10		10. Number and date of invoice ZP001 January 19,2011	
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (Exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (Importing country) CHIANGMAI January 19 ,2011 Place and date, signature of authorized signatory		12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature and	

第三国で発行される旨及び
発行者の正式な名称・住所

第三国インボイスに係る記載

第1欄にはタイに所在する輸出者名に加え以下の3点を記載する。

- ① 第三国でインボイスが発行される旨
- ② 第三国インボイス発行者の名称
- ③ 第三国インボイス発行者の住所

- 第三国インボイス番号が判明している場合：
第三国インボイスの番号・日付を記載する。
- 第三国インボイス番号が不明である場合：
タイで発行されたインボイスの番号・日付を記載。

登録
印影
登録署名

③ 原産性に係る項目の確認
 (どのような原産品であると証明されているか)

ORIGINAL

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND		Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA Issued in THAILAND (country)	
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		4. For official use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"	
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARIU		8. Origin criterion (see Notes Overleaf) "PS"	
1. NO MARK RELATED STARCH HS CODE:3505.10 "DMI" "ACU"		9. Gross weight or other quantity 50,000 kg	10. Number and date of invoice ZP001 January 19,2011
JAPAN (importing country) CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature of authorised signatory		CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature and stamp of consignatory	

No. 000000

記載番号と適用税番が異なる場合は次スライド参照

Origin criterion
 WO:完全生産品
 PE:原産材料のみから生産される産品
 PS:実質的変更基準を満たす産品

第7欄
 ・僅少の非原産材料の規定を適用した場合は“DMI”
 ・累積の規定を適用した場合は“ACU”を記載する。

輸出者署名

登録印影
 登録署名

EPAの原産地証明書に係る留意事項

■ 証明書に記載されている税番と輸入申告の税番が異なる場合

関税法基本通達68-5-12(1)ロ(イ)の(i)、(ii)又は(iii)の条件に該当すれば有効な原産地証明書と認められる。

【参考】上記通達に定める条件

- (i) 「完全生産品」又は「原産材料のみから生産される産品」であり、かつ、締約国原産品とすることに特段の疑義が認められない場合
- (ii) 記載税番と適用税番の品目別規則が同一のものであり、かつ、締約国原産品とすることに特段の疑義が認められない場合
- (iii) 記載税番としたことに相当な理由があると認められ、かつ、締約国原産品と認められる場合

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名			マレーシア インドネシア ブルネイ フィリピン	メキシコ	チリ	タイ	アセアン包 括	ベトナム	インド	ペルー	(参考) 一般特 恵 (GSP)
完全生産品			A			WO			A	(a)	P
原産材料のみから生産される産品			B			PE			B	(b)	W+ HS4桁
実質的変 更基準を 満たす産 品	一般ル ールを満 たす産 品	HSコード4桁 変更	—				CTH		B	—	W+ HS4桁
		付加価値基準					RVC	LVC			—
	品目別 規則を満 たす産 品	関税分類変更 基準	C		PS	CTC		(c)		W+ HS4桁	
		付加価値基準				RVC	LVC				
		加工工程基準				SP					
	その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維製品 にかかる「適性証明書」が必要)			—	D TPL	D	—				
適用する 場合記載	累積		ACU						—	—	
	僅少の非原産材料		DMI						—		
	代替性のある産品及び 材料		FGM			—		IIM	FGM		—

(注) 日シンガポール協定、日スイス協定の各原産地証明書には記載されない。82

EPAの原産地証明書に係る留意事項

原産地証明書には両国間で合意された記載方法があり、特惠税率を適用するためには、原則、記載事項の漏れなどの不備がない原産地証明書を輸入申告の際に税関に提出する必要があります。

EPA 税率適用のための税関での原産地手続について、今後のEPA の交渉の推移や既存協定の規定も踏まえ、原産品であることについて引き続き的確に確保しつつ輸入者の利便性も向上するような方策について検討することが必要である。



現在、不備のある原産地証明書の取扱いについて検討しています。

【検討に係るお知らせについては以下の税関HPをご参照ください】
http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gensanchi_fubi.pdf



失敗事例

手続きに関する失敗事例

CASE 1

原産地証明書に記載されているインボイス番号が間違っていたので、修正ペンで修正して提出した。



原産地証明書の修正は、権限を有する発給機関の認証が必要であり、**権限を有さないものによる追記、修正等がされた原産地証明書は無効**となります。記載事項に誤りがある場合は、税関にお問い合わせいただくか、輸出者を通じて発給機関に修正を依頼してください。



手続きに関する失敗事例

CASE 2

タイで製造された冷凍野菜について、税率がより低いタイ協定税率を適用したいと考えていたが、届いた原産地証明書はタイ発給のアセアン協定の原産地証明書だった。



特恵税率を適用する場合には、適用しようとする特恵制度に基づいた原産地証明書を取得し、輸入申告時税関に提出する必要があります。よってアセアン協定の原産地証明書では、タイ協定税率を適用することはできません。



日アセアン包括的経済連携協定に係る留意点

日アセアン包括的経済連携協定税率と日本の東南アジア諸国との間の既存の二国間EPA税率(SG,MY,TH,BN,PH,VN)とは並存する。

(注)一般特惠税率に関しては、アセアン包括協定税率及び二国間EPA税率よりも低い場合、EPA税率と並存。

- 例えば、タイから貨物を輸入する場合、以下の2種類(GSP税率が最も低い税率の場合は3種類)の特惠税率が存在する。

日アセアン包括的
経済連携協定

日タイ経済
連携協定

GSP税率<EPA税率の品目
一般特惠

※いずれの特惠税率を適用するかは、輸出者(又は輸入者)の選択に委ねられることとなる。
ただし、各原産地規則の間には微妙な差異があり、**適用しようとする協定の原産地規則を満たしていること、適用しようとする特惠制度の原産地証明書の取得**が必要。

手続きに関する失敗事例

CASE 3

フィリピンから貨物を輸入するにあたり、一般特惠税率を適用する予定でForm Aを取得したが、通関業者に一般特惠は適用できないと言われた。



EPAが発効した国を原産地とする物品に対しては、EPA税率が一般特惠税率を超えるものを除き、一般特惠税率は適用できません。一般特惠税率を適用できる物品については、税関HPをご参照ください。

http://customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm



経済連携協定の発効における留意点

特惠受益国である、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、ペルーを原産地とする物品について、経済連携協定発効後、

経済連携協定税率 ≤ 一般特惠税率である品目は、

**一般特惠の適用対象から除外され、
一般特惠税率は使えません。**

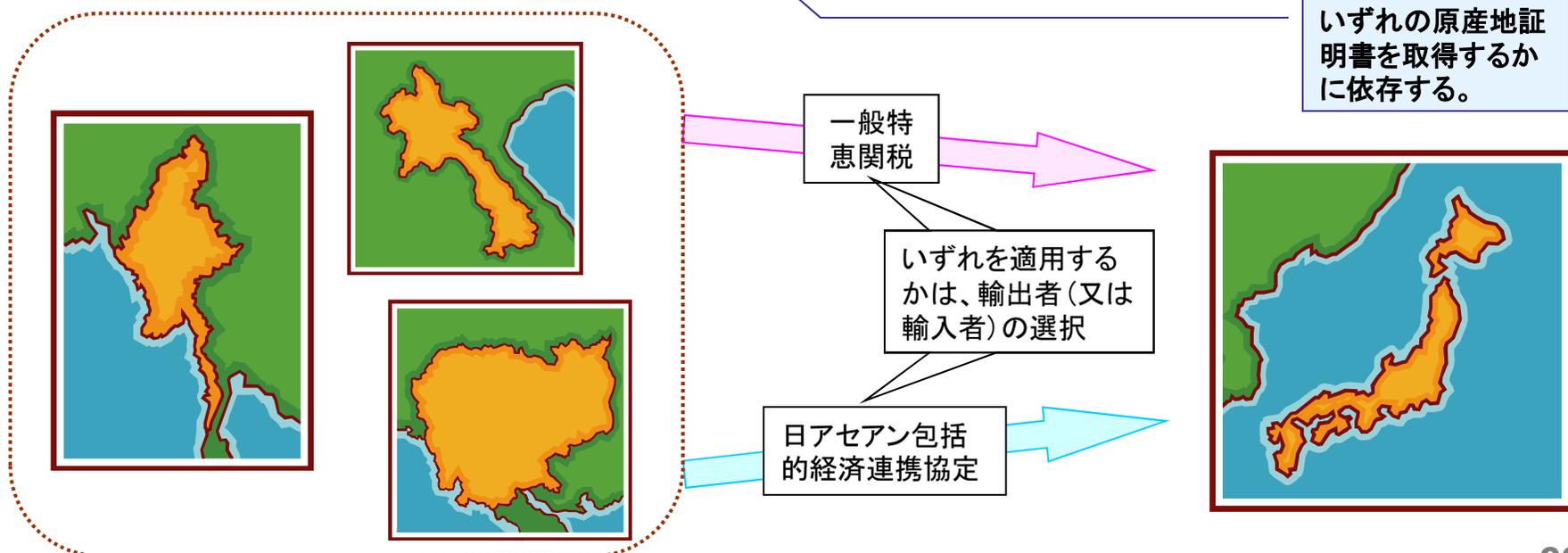
(関税暫定措置法施行令第25条第2項第6、7号)

日アセアン包括的経済連携協定に係る留意点

カンボジア、ラオス及びミャンマーに関しては、日アセアン包括的経済連携協定と一般特惠関税制度とが並存する。

(輸出しようとする産品が、両者の原産地規則のどちらとも満たす場合には)いずれに基づく特惠税率を適用するかは、輸出者(又は輸入者)の選択に委ねられることとなる。

ただし、両者の原産地規則の間には微妙な差異があり、要確認。



原産地基準に関する失敗事例

CASE 4

事前に製品のHS番号及び品目別規則を確認し、当該HSが記載された原産地証明書を取得していたが、輸入申告時適用されるHS番号が異なっていた。



適用税番と原産地証明書の記載税番が異なっている場合は、[関税法通達68-5-12\(1\)ロ\(イ\)](#)に従ってその有効性を判断します。記載税番の品目別規則と、満たすべき適用税番の品目別規則が異なる場合は、後者を満たすこと(原産品であること)を証明する書類を税関に提出してください。



原産地基準に関する失敗事例

CASE 5

フィリピンで製造されたミックスジュース(第2009.90号)は、台湾産の果物(第8類)を使用し製造されていたが、当該材料はアセアン協定の品目別規則を満たしている。よってフィリピン協定上も原産品と認められると考え、より税率の低いフィリピン協定税率を適用した。



2種類のEPAが並存している場合、各協定の品目別規則は異なることがあります。EPA税率を適用するためには、適用するEPAの品目別規則を満たしている必要があります。



ミックスジュース(2009.90)の品目別規則

アセアン協定

CC (=他の類の材料からの変更)



フィリピン協定

第2009.90号の産品への
他の類の材料からの変更
(第7類又は第8類の材料から
の変更を除く)



第8類の非原産材料を使用
した場合は規則を満たさ
ない。

原産地基準に関する失敗事例

CASE 6

フィリピンからパーム油(第1511.90号)を輸入するにあたり、アセアン協定第26条1(a)に規定する「付加価値40%以上」を満たしていたため、アセアン協定税率を適用した。



アセアン協定第26条1(a)に規定する「一般ルール」は、品目別規則の対象とならない産品について適用されるルールです。第1511.90号のパーム油は附属書2に規則が定められているので、「一般ルール」の対象とはなりません。



品目別規則の記載方法

附属書に記載されている規則に品目別規則の規定がない産品については、協定本体に規定された一般ルールを適用する。

最も代表的な規則
をまとめたもの

	一般特惠	アセアン スイス ベトナム	インド	その他の 協定
一般 ルール	他の項の 材料から の変更	他の項の材 料からの変 更 又は 付加価値 40%以上	他の号の 材料からの変 更 及び 付加価値 35%以上	附属書に すべての 品目の規 則を規定

原産地基準に関する失敗事例

CASE 1

インドから輸入する魚(第3類)に、非原産材料の添加剤が使用されていたが、微量であったので、僅少の非原産材料の規定を適用すれば当該非原産材料は考慮する必要はないと思い、EPA税率を適用して輸入した。



インド協定の第3類の品目別規則は「完全生産品であること」です。また第3類の産品には、僅少の非原産材料の枠が設定されていないため、非原産材料を少しでも使用した場合は、貨物は原産品とは認められず、EPA税率の適用は認められません。EPAでは、僅少の非原産材料の規定が適用できない品目があるので注意が必要です。



原産地基準に関する失敗事例

CASE 8

カナダ産の小麦粉(第11類)を一旦日本に輸入し、その後ベトナムの子会社向けに輸出している。今般、当該小麦粉を材料として製造したラスク(第1905.40号)をベトナム協定税率を適用し輸入した。



第11類の小麦粉は、日本から輸出されていますが、協定上の日本原産品ではないので、EPAに規定する累積は適用できず、非原産材料となります。非原産材料である第11類の小麦粉が使用された場合、製品はベトナム協定上の品目別規則(CC(第11類からの変更を除く))を満たさないため、ベトナム協定税率の適用は認められません。



積送基準に関する失敗事例

CASE 9

タイ原産品であることを確認した上で、タイ協定を適用して貨物を輸入したが、積替地の韓国で分割やラベリングが行われていたことが事後判明した。



積送基準上、第三国で許容される作業は、積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業のみとされています。分割やラベリングはこれら作業の範囲を超えると考えられることから、当該作業が第三国で行われていた場合は積送基準を満たさず、タイ協定税率の適用は認められません。





終わりに

特惠税率を適用するにあたり 注意すべき事項



- ✓ 特惠税率の設定があるか。
- ✓ 貨物について正しく記載され、真正に発給された原産地証明書が、輸入申告時に提出可能か。
- ✓ 原産地証明書の様式は、適用する特惠制度で指定されたものか。
- ✓ 貨物はEPA相手国又は特惠受益国から直送されているか。第三国を経由する場合は、運送要件証明書の提出が可能か。
- ✓ 非原産材料を使用して生産されている場合は、品目別規則を満たしているか。

等

輸入者の皆様へ

輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、
原産地認定 についての



「文書による事前教示」 をご利用ください！



シェリーちゃん

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地を税関に文書で照会し、文書で回答を受け
ることができる制度で、

- 事前に一般特惠税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができる
- 輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し、3年間尊重されるなどのメリットがあります。



カスタム君

- ◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》
 - ・ 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
 - ・ トップページピックアップ中「 税関手続きの案内 税関様式及び記載要領」
→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。
 - 原産地については、事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)」
- ◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19の2をご参照ください。 》
 - ・ 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

参考

税関ホームページ

http://www.customs.go.jp/

このページの本文へ サイトマップ English

税関 Japan Customs

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索 検索

Securing Japan's Border
税関は、この国を水際で守っています

ホーム 海外旅行の手続き **輸出入の手続き** 水際の取締り

税関への手続きをお知らせ

『輸出入の手続き』をクリック

トピックス

不正薬物の「運び屋」は重大な犯罪です！

1. 輸出入手続

このページでは、貨物の輸出入通関手続に参考となる資料等を掲載しております。

お知らせ

輸出通関における保税搬入原則の見直しについては、当該見直しを盛り込んだ関税改正法が平成23年3月31日に成立し、同年10月1日より施行されました。これにより、保税地域に貨物を搬入した後に輸出を行うこととされていた輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への搬入前に行うことが可能となりました。
[輸出通関における保税搬入原則の見直しについて](#) (124kb/PDF)
【参考資料】[関税法基本通達等の一部改正\(平成23年8月10日財関第901号\)](#)

手続に関し不明な点がございましたら、[最寄りの税関](#)までお問い合わせください。

2. 品目分類及び税率

- ▶ [輸出統計品目表](#)
- ▶ [実行関税率表](#)
- ▶ [関税率表解説・分類例規](#)
- ▶ [輸入貨物の品目分類事例](#)
- ▶ [品目分類の事前教示](#)
- ▶ [事前教示回答\(品目分類\)](#)

3. 関税評価(課税価格)

- ▶ [課税価格の計算方法](#)
- ▶ [評価申告制度の概要](#)
- ▶ [関税評価の事前教示](#)
- ▶ [関税評価用語等解説](#)
- ▶ [輸入貨物の関税評価事例](#)
- ▶ [外国為替相場\(課税価格の換算\)](#)
- ▶ [課税価格に含まれる運賃等の取扱いについて](#)

4. 原産地認定

- ▶ [原産地規則について](#)
- ▶ [原産地認定の事前教示](#)

5. 経済連携協定(FTA/EPA)

- ▶ [関税のしくみ](#)
- ▶ [特殊関税制度](#)
- ▶ [特恵関税制度](#)
- ▶ **▶ [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)**
- ▶ [シーリング関係\(日メキシコEPA\)](#)
- ▶ [保税地域制度](#)
- ▶ [免税コンテナに係る税関手続について](#)
- ▶ [更正の請求期間の延長等について](#)
- ▶ [通関士試験](#)
- ▶ [税関関係手数料](#)
- ▶ [カスタムズアンサー\(FAQ\)](#)
- ▶ [通関等窓口の開庁時間及び時間外事務の取扱い](#)
- ▶ [問い合わせ・相談\(輸出入通関手続等\)](#)

6. 輸出入手続関連リンク

注意：下記のリンクをクリックすると新規ウィンドウが開きます。

7. 関税政策・税関行政

- ▶ [関税局・税関の紹介](#)
- ▶ [関税中央分析所・税関研修所](#)
- ▶ [税関所在案内](#)
- ▶ [所管の法人に関する情報](#)
- ▶ [採用案内](#)

8. 税関手続

- ▶ [手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)
- ▶ [税関様式及び記載要領](#)

『経済連携協定(FTA/EPA)』はここをクリック

『事前教示』はここをクリック

ご不明の点があれば・・・

適用税率等のEPA関連の情報は税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm)からご覧いただけます。

- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関又は貨物を輸入申告する税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会下さい。

税関事前教示メールアドレス、連絡先、FAX番号一覧

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8665	095-827-0580
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4256	0138-45-8872
沖縄地区税関	oki-9a-bunrui@customs.go.jp	098-862-8692	098-863-0390

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る文書による事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。

ご清聴ありがとうございました。

